

# 平成28年第2回白鷹町議会定例会 第1日

## 議事日程

平成28年3月8日（火）午前10時開議

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 |       | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第 2 |       | 会期の決定  |
| 日程第 3 |       | 諸般の報告  |
| 日程第 4 |       | 施政方針   |
| 日程第 5 | 議第 4号 | 平成28年度白鷹町一般会計予算について                              |
| 日程第 6 | 議第 5号 | 平成28年度白鷹町十王財産区特別会計予算について                         |
| 日程第 7 | 議第 6号 | 平成28年度白鷹町下水道特別会計予算について                           |
| 日程第 8 | 議第 7号 | 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について                        |
| 日程第 9 | 議第 8号 | 平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について                        |
| 日程第10 | 議第 9号 | 平成28年度白鷹町介護保険特別会計予算について                          |
| 日程第11 | 議第10号 | 平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について                       |
| 日程第12 | 議第11号 | 平成28年度白鷹町水道事業会計予算について                            |
| 日程第13 | 議第12号 | 平成28年度白鷹町立病院事業会計予算について                           |
| 日程第14 | 議第13号 | 平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算について                    |
| 日程第15 | 議第14号 | 白鷹町行政不服審査法施行条例の設定について                            |
| 日程第16 | 議第15号 | 行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について               |
| 日程第17 | 議第16号 | 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について              |
| 日程第18 | 議第17号 | 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について              |
| 日程第19 | 議第18号 | 白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の設定について        |
| 日程第20 | 議第19号 | 白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第20号 | 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について                         |

- 日程第 2 2 議第 2 1 号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議第 2 2 号 白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議第 2 3 号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議第 2 4 号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議第 2 5 号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議第 2 6 号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議第 2 7 号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議第 2 8 号 平成 2 7 年度白鷹町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 3 0 議第 2 9 号 平成 2 7 年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 1 議第 3 0 号 平成 2 7 年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 2 議第 3 1 号 平成 2 7 年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 3 議第 3 2 号 平成 2 7 年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 3 4 議第 3 3 号 平成 2 7 年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 5 議第 3 4 号 平成 2 7 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 6 議第 3 5 号 平成 2 7 年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 7 議第 3 6 号 （仮称）町民武道館建築工事請負契約の一部変更について
- 日程第 3 8 議第 3 7 号 平成 2 7 年度（仮称）町民武道館等外構整備工事請負契約の一部変更について
- 日程第 3 9 一般質問
- 日程第 4 0 請第 1 号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願について

- 日程第41 議第38号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第42 議第39号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定について
- 日程第43 議第40号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について
- 日程第44 議第41号 白鷹町黒鳴いきいきセンターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議第42号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第46 議第43号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（釜の越農村公園）
- 日程第47 議第44号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）
- 日程第48 議第45号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（高岡農村公園）
- 日程第49 議第46号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（針生農村公園）
- 日程第50 議第47号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（小山沢農村公園）
- 日程第51 議第48号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（黒鳴農村公園）
- 日程第52 議第49号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（姫城農村公園）
- 日程第53 議第50号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（山際農村公園）
- 日程第54 議第51号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について
- 日程第55 議第52号 広野広翔館の指定管理者の指定について
- 日程第56 議第53号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について
- 日程第57 議第54号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について
- 日程第58 議第55号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について
- 日程第59 議第56号 中山林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第60 議第57号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第61 議第58号 高岡集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第62 議第59号 深山工房の指定管理者の指定について
- 日程第63 議第60号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）の指定管理者の指定について
- 日程第64 議第61号 文化創造館の指定管理者の指定について
- 日程第65 議第62号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について

- 日程第66 議第63号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 日程第67 議第64号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について  
 日程第68 議第65号 仲町友愛館の指定管理者の指定について  
 日程第69 議第66号 遊和館の指定管理者の指定について  
 日程第70 議第67号 滝野交流館の指定管理者の指定について  
 日程第71 議第68号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定  
 について  
 日程第72 議第69号 白鷹町過疎地域自立促進計画の認定について  
 日程第73 議第70号 町道路線の認定について  
 日程第74 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（14名）

- |     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 遠藤幸一  | 議員 | 2番  | 笹原俊一  | 議員 |
| 3番  | 佐々木誠司 | 議員 | 4番  | 小口尚司  | 議員 |
| 5番  | 小形輝雄  | 議員 | 6番  | 樋口与一朗 | 議員 |
| 7番  | 田中孝   | 議員 | 8番  | 山田仁   | 議員 |
| 9番  | 奥山勝吉  | 議員 | 10番 | 石川重二  | 議員 |
| 11番 | 佐藤京一  | 議員 | 12番 | 菅原隆男  | 議員 |
| 13番 | 関千鶴子  | 議員 | 14番 | 今野正明  | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 町長                 | 佐藤誠七 |
| 副町長                | 横澤浩  |
| 教育長                | 岡田勉  |
| 総務課長               | 松野芳郎 |
| 税務出納課長             | 田宮修  |
| 企画政策課長             | 湯澤政利 |
| 企画主幹               | 永野徹  |
| 町民課長               | 菅原護  |
| 健康福祉課長             | 齋藤春美 |
| 産業振興課長             | 齋藤重雄 |
| 農林主幹併<br>農業委員会事務局長 | 菅間直浩 |
| 建設水道課長             | 今野秀一 |

病院事務局長	中	村	裕	之
教育次長	菅	原	良	教
教育委員長	丸	川	恵	子
監査委員	小	形	安	弘
農業委員会会長	樋	口	太	一

---

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	樋	口		浩
係長	平	井	正	秋
書記	佐	藤	圭	子

○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

開会前に申し上げます。

平成23年3月11日午後2時46分に東日本大震災が発生してから、早いもので5年が経過いたしました。かけがえのない多くの命が失われ、被災地に大きな傷跡を残しました。

また、関連する東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響もいまだ大きく、解決には至っておりません。早急な根本的復旧を望むものであります。国においては、3月11日に「5周年追悼式」を開催し発生時刻に全国統一の黙禱が予定されております。本町議会会期中ではございますが、全員がそろそろ日程ではございませんので、3月定例会の初日に当たり、ただいまから全員で黙禱を捧げたいと思います。ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、ご起立お願いいたします。傍聴者の方もご協力お願いいたします。黙禱。お直りください。ご着席ください。

○議長（遠藤幸一） ご協力ありがとうございました。

今期は、降雪が少ない冬でありました。芽吹きも早まることが予想され、こちらに啓翁桜も飾っておりますが、間もなく春の季節が訪れます。古典桜の里「白鷹」をアピールすべく、今定例会も深山和紙の桜のブローチを胸に審議に向かいたいと存じます。

これより、平成28年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 議事日程は配付している文書のとおり進めます。

議事に入る前に表彰伝達を行います。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、私からご紹介申し上げます。

2月16日に行われました置賜地方町村議会議長会定期総会におきまして、自治功労者表彰がございましたので、その受賞者をご紹介申し上げます。

置賜地方町村議会議長会表彰 自治功労 議員在職10年以上、関 千鶴子議員でございます。

ここで表彰の伝達を行います。関議員は前にお進みいただきたいと思ひます。

それでは伝達をお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 「表彰状、白鷹町議会関 千鶴子殿。あなたは議会議員として在職10年にわたり、地方自治の確立、郷土の発展に寄与された功績はまことに大なるものがあります。よって本会表彰規定により記念品を贈り、ここに表彰いたします。平成28年2月16日。置賜地方町村議会議長会会長遠藤幸一」おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） ここで、受賞されました関議員よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

〔13番 関 千鶴子 登壇〕

○13番（関 千鶴子） 一言御礼のご挨拶を申し上げます。

このたび、議員在職10年以上というふうなゆえをもって、自治功勞の表彰に浴しましたことを大変ありがたく思っているところでございます。これもひとえに当局の皆様方そしてOBを含めました議員の皆様方そして町民の皆様方からのご指導、温かいご厚情のたまものと思ひ、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて少子高齢化人口減少という状況の中で、さまざまな課題が山積しております。このような中で議会議員に求められているのは、真に町民の立場に立った判断であろうかというふうなことを感じているところでもございます。きょうのこの榮譽を契機に町政の発展そして町民の皆様方の幸のためにより一層邁進していく覚悟であります。

皆様方におかれましては、今後におきましてもさらなるご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） ありがとうございます。お席のほうにお戻りいただきたいと思ひます。

続いてご紹介いたします。同じく2月16日に行われました山形県町村議会議長会定期総会におきまして、議会広報コンクールの表彰がございました。白鷹町議会議会だよりしらたか第127号が入選いたしました。前に掲示させていただいておりますが、ご紹介申し上げます。受賞まことにおめでとうございます。（拍手）

以上をもって、表彰伝達を終わります。

○議長（遠藤幸一） 表彰伝達が終わりました。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

14番 今野正明君

2番 笹原俊一君

の兩名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、3月1日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月8日から3月17日までの10日間が適当との答申がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって会期は、3月8日から3月17日までの10日間と決定いたしました。

---

### ○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 第67回山形県町村議会議長会定期総会2月16日山形市で行われました。

平成28年度事業計画並びに収入支出予算等について原案のとおり議決しました。また、「地方創生の推進」や「分権型社会の実現と道州制導入阻止」、「町村議会機能強化」など11項目を盛り込んだ決議を採択しました。

さらに農林水産業と農山漁村が将来にわたり持続的に発展していけるよう万全の対策を講ずることを政府に要望する「TPPに関する特別決議」もあわせて採択しました。

議事に先立ち県知事表彰、自治功労者表彰並びに町村議会広報コンクール表彰が行われました。

山形県町村議会広報コンクール表彰 入選 「議会だより しらたか」白鷹町議会

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月16日白鷹町で行われました。

平成28年度事業計画及び予算、負担金等について原案のとおり議決しました。また議事に先立ち、自治功労者表彰が行われました。

白鷹町議会の被表彰者 議員在職10年以上 関 千鶴子議員。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

---

### ○施政方針、議第4号～議第13号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（遠藤幸一） 日程第4、施政方針から日程第14、議第13号 平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算についてまで、以上11件は平成28年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。



初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま冒頭に東日本大震災にお亡くなりになられた方、行方不明の方々に、弔意をあらわしながら黙禱を捧げさせていただいたところでもございました。早いもので、もう5年が経過したというようなことであります。そして、当時の予算特別委員会のおきでありまして、あの当時を思い起こせば、本当に言葉に言いあらわせないくらい、先ほど黙禱を捧げさせてあるときに、身の震えるような思いをしたところでもございました。当時としては、町民の方々に亡くなった方、けがをされた方がいらっしやらなかったということでもあります。24時間を超える停電があったというようなこと、町民生活に大変な影響を及ぼしたということを考えさせていただきますと、やはり私としては安心、安全のまちづくりをどのように進めていくかということが課題であるというように捉えさせていただいているということでもあります。また、今マスコミ等でこの5年間にわたる復旧・復興に努力されている地域の方々の報道がなされておりますけれども、状況を見ますとまだまだ復旧・復興に至っていないという状況があるようでもございまして、私としては一日も早い復旧・復興を望んでまいりたいと思っておりますし、私どもでできることがあれば、やはりそれらの応援に行く必要があると認識をしているものでございます。一日も早い復旧・復興を願うものでもあります。

さて本日ここに、白鷹町議会3月定例会の開会に当たり、平成28年度に臨む町政運営について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の地方財政対策において、地方の一般財源につきましては、総額の確保と質の改善を図った上で、平成27年度を上回る対応が図られております。

しかしながら、財源不足を臨時財政対策債で補填する形での措置であり、地方税収がまだまだ十分な水準まで回復していない中、地方を取り巻く環境は依然として極めて厳しい状況に置かれていると認識しております。これに加えて、地方創生予算への重点化を行うことにより、地方創生の深化を図り、頑張る地方自治体を支援する仕組みを強化・推進することとしており、地方財政に与える影響は大きく、地方自治体の主体性や創意工夫、行政効率化がこれまで以上に求められているものと認識しております。

本町の財政状況につきましては、投資的事業や災害対策事業の増加により地方債残高は漸増傾向にあり、社会保障関係費や特別会計の繰り出し金など経常的に支出が必要な経費の占める割合は依然として高い状況にあります。加えてまちづくり複合施設整備や老朽化に伴う施設改修への対応、地方公会計及び固定資産台帳等のストック情報の「見える化」など、新たな施策への対応や財政負担も生じております。

このような状況の中で、平成28年度予算につきましては持続可能で健全な財政運営の確保を念頭に、行財政改革を緩めることなく推進しながら町政運営を行うこととし、ま

ちづくりの将来像の実現に向けて、共創のまちづくりをさらに推進していく観点から編成いたしました。

この結果、一般会計当初予算額は76億5,700万円となり、前年度に対し2,000万円、0.3%の増加となったものであります。加えて平成27年度補正予算において、荒砥小学校大規模改修事業や「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」及び「総合的なT P P 関連政策大綱」に基づく国の補正予算に対応した事業を前倒しで計上し、明許繰り越しも視野に入れて進めており、また平成28年度において土地開発基金を活用して東陽の里グランド整備事業用地の先行取得を予定しております。平成28年度はこれらと当初予算とを合わせまして、実質的に80億円を超える規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出について申し上げます。

初めに歳入の状況であります。一般財源につきまして町税は11億2,829万8,000円で、町民税や固定資産税の増収見込み等により1.9%の増となっております。地方交付税32億1,100万円のうち普通交付税は、国勢調査人口の置き換えによる減少の影響等を見込み400万円、0.1%の減、一方、特別交付税は地域おこし協力隊の拡充などにより2,000万円、7.1%の増を見込んでおります。このほか臨時財政対策債を除く町債につきましては、9.4%の減で8億5,960万円となっております。

次に歳出につきましては、性質別に見ますと義務的経費は人件費が10億7,112万5,000円で、1.5%の減、扶助費は認定こども園への移行に伴う保育園運営委託料の減等により10億2,758万9,000円で、2.6%の減、公債費は4.8%の増の8億3,010万9,000円となり、義務的経費全体では0.2%の減となっております。普通建設事業費はまちづくり複合施設整備事業及び荒砥小学校大規模改修事業の皆増等があるものの、町民武道館等整備事業の皆減等により7.3%減の10億4,971万円となっております。補助費等はすまいる住まい！若者定住サポート事業補助金の増等により0.6%増の11億8,156万3,000円、物件費は地域おこし協力隊関係経費の増等により2.4%増の10億859万2,000円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で63億1,147万円を計上いたしました。下水道特別会計の鮎貝中継ポンプ場の移設工事等により、前年度に対し1億8,815万円、3.1%の増となりました。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は139億6,847万円、1.5%の増となるものであります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

平成28年度は、第5次白鷹町総合計画の後期基本計画並びに白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略に基づくまちづくりの2年目を迎えるとともに、新たな白鷹町過疎地域自立促進計画がスタートする年でもあります。引き続き総合計画後期

計画に掲げております人材育成をベースに、「子育て教育」、「雇用・産業」、「地域」、「防災」の4つの柱を重点として、さらに各種計画と連動した施策を展開してまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに対する不安感を解消できるよう、家庭・地域・町が一体となり取り組んでまいります。子育て家庭の経済的負担を軽減するため実施しております、医療費の自己負担額を無料とする「しらたか元気っ子事業」は、さらなる充実を図るため対象年齢の上限を高校3年生相当年齢まで拡充して実施してまいります。また引き続き「多子世帯子育て応援事業」や小学校に新入学する児童を持つ保護者へのお祝い品を贈る「白鷹子育て応援事業」を継続するほか、あらと保育園とよつば保育園が4月から開所する幼保連携型認定こども園への対応「すこやか鮎っ子養育事業」の拡充、「特定不妊治療費助成事業」、「ニコニコマタニティライフ応援事業」、「小児インフルエンザワクチン接種事業」などを実施してまいります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を受け、平成27年度に、町長と教育委員で構成する「白鷹町総合教育会議」を設置し、本町の教育行政推進の基本的方針となる「白鷹町教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」を策定いたしました。

このような中で本町の教育行政の推進につきましては、引き続き「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成に向けて「元気で信頼される郷土の学校づくり」、「健康で創造性豊かな人づくり」を核に各施策に取り組んでまいります。

学校教育に置きますは、「生きる力」を育むという理念のもと、学校と家庭・地域の連携を一層密に、子どもたちが変化する時代を主体的に生きていくための実践的な力となる「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を育む諸施策を展開してまいります。

新規事業といたしましては、平成29年度に小学校に入学する児童の新入学を祝い、健やかな成長を祈るとともに、保護者の経済的負担軽減を目的に、さらに町内事業所の活性化の視点も踏まえ、新入学児童ランドセル贈呈事業に取り組めます。

また引き続き、児童、生徒の通学等の安全を確保するため、スクールバス11台の運行を行うとともに、学校生活支援員の配置による個々の児童生徒へのきめ細やかな対応の充実と、教育相談員の配置によるいじめ・不登校の未然防止に努めてまいります。

学校施設の整備といたしましては、統合により児童数が増加した荒砥小学校について、児童数増加及び老朽化対策として大規模改修事業に取り組むほか、各学校の施設整備、安全・安心な学校環境づくりに努めてまいります。

学校給食では、地域経済循環のシステム化等を図るため、平成28年度から共同調理場の調理・配送等業務を全面的に民間業者に委託し、より一層地産地消にも努めながら、これまで同様に安全安心なおいしい給食を提供してまいります。

人材の育成・確保は、まちづくり・地域づくりの基本であり、欠くことのできないものであります。

荒砥高校につきましては、引き続き魅力ある学校づくりのため、新入生応援事業や介護職員初任者研修、教育支援員の配置等により支援してまいります。白鷹高等専修学校の教育体制充実に向け、置賜管内各市町と連携しながら、引き続き支援してまいります。

生涯学習につきましては、平成29年度から5カ年計画となる白鷹町生涯学習振興計画を新たに策定するとともに、引き続き白鷹学講座や放課後子ども教室の開催を始め、学校支援地域本部事業や成績優秀者激励金交付事業、家庭教育推進事業などに取り組んでまいります。

生涯スポーツにおいては、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、地区対抗駅伝競走大会や若鮎マラソン大会、各種スポーツ大会の開催について関係団体等との連携を図りながら取り組んでまいります。また白鷹町武道館の供用を開始し町民スポーツの振興を図るとともに、土地開発基金を活用して東陽グラウンド駐車場整備事業に向けた用地の先行取得に取り組んでまいります。また平成29年の全国高等学校総合体育大会女子ソフトボール競技の開催に向けて準備を進めるとともに、ソフトボール場などの改修に取り組んでまいります。

文化財の保護、伝承活動につきましては、国の重要文化財である観音寺観音堂の屋根改修を支援するとともに、他の文化財についても所有者・保存会・地域と連携し、計画的に取り組んでまいります。

芸術文化につきましては、町芸術文化協会との連携による芸術祭の開催を始め、文化交流センターあゆむの事業と連携調整を図りながら、各種事業を推進してまいります。また時代を担う子どもたちの豊かな感性を磨く芸術・文化活動を支援するとともに、没後10周年を記念し「梅津五郎芸術賞」を創設して3年目となることから、3年に1度開催のトリエンナーレとして、「梅津五郎芸術賞」第2回全国絵画公募展を開催いたします。

図書館につきましては、引き続きサービスの向上に努めるとともに、新しくなる複合施設でのサービス提供のあり方等についても検討してまいります。

平成27年度から新たに取り組み大きな成果があった中学生、高校生を対象とした青少年国際交流事業や、若者定住、Uターン、婚活などの一助となるよう一定の年代が集う学年単位の交流会に対する支援を引き続き行うとともに、平成27年度に新たに策定しました男女共同参画推進計画に基づき、女性が輝く社会の実現に向け取り組んでまいります。また、婚活支援につきましては、引き続き婚活サポート専門員を配置するとともに、出会いの場を創出するため「婚活サポート事業」の拡充を図ってまいります。

農業施策につきましては、これまでにない大きな転換点を迎えております。中でも、昨年大筋合意に至った「TPP・環太平洋パートナーシップ協定」に伴う影響や、米の

生産調整が平成30年度から農家の自主的な取り組みとなることなどは、農業者にとって大きな不安材料であります。

このような中、農業者の経営安定、そして農業が将来にわたり持続可能な産業としてあり続けていけるよう、経営所得安定対策や米の需給調整を円滑に進めるために組織している「白鷹町農業再生協議会」を中心に関係機関との連携を深めながら、特色ある産地づくりに向けた取り組みを行ってまいります。

担い手への農地利用の集約化を進めるため「農地中間管理事業」につきましては、町内19地区において作成している「人・農地プラン」の話し合いをもとに、これまで同様、地域の実情に沿った対応に努めてまいります。

年間3ヘクタールを目標に取り組んでいる耕作放棄地の解消や耕畜連携の推進、担い手の育成支援につきましては、関係機関で組織する「白鷹町地域農業活性化センター」を中心に継続して取り組んでまいります。特に、担い手の育成支援につきましては、平成27年度に設立されました「白鷹町新規就農者受入協議会」を中心に、町外からの就農希望者の受け入れを積極的に推進してまいります。加えて新規就農者支援として、賃貸住宅の家賃助成を継続するとともに、新たに住宅取得の支援に取り組んでまいります。

安全で安心な農産物の提供では、今般策定いたしました「白鷹町食育・地産地消推進計画」に基づき、食育・地産地消の取り組みなどを推進してまいります。

農業の生産基盤の強化を進める土地改良事業につきましては、県営事業の継続実施により進めてまいります。特に、萩野地区の基盤整備事業は終盤を迎えており、地域とのさらなる連携を図りながら事業完了に向けた取り組みを継続してまいります。

また、農村の防災の能力の向上を図る「ため池」等の整備のほか、農業・農村の持つ多面的機能を発揮する「日本型直接支払制度」の活用を進め、農地の維持保全、農村環境の保全を図ってまいります。

森林・林業につきましては、「育てる林業」から「使う林業」への転換を図るべく「白鷹町森林・林業再生協議会」を中心に、関係事業者と連携して事業を実施してまいります。

森林生産基盤の整備では、県代行工事で事業を実施しております「基幹林道白鷹東部線」の開設工事を進めるとともに、既存林道の災害復旧と継続的な維持管理を行ってまいります。また、森林境界の明確化につきましては、従来取り組みに加え、地域住民が主体となって実施する境界明確化の作業に対しまして、境界杭の提供や境界の座標データ化を進めるためのGPS3台を導入し、その貸し出しを行うことで事業を加速化してまいります。さらに、「松くい虫防除事業」や「みどり環境交付金事業」による住民参加型の森林整備・交流事業にも取り組んでまいります。

景況につきましては、年明けから進む株安、円高が实体经济に及ぼす影響にも懸念が広がり、最近の国内総生産の指標は景気の足踏み状態をあらわしています。本町におき

ましても、暖冬の影響による個人消費の落ち込みなどにより小売・サービス業は依然として厳しく、製造業も先行きに不安感をはらんでいると認識しております。

そのような中で、引き続き白鷹サテライトオフィスを有効に活用し、受注拡大の支援を図り雇用の確保に努めてまいります。また、現場力や技術力の向上を目指す中小企業技術者養成事業を行うとともに、地域産業の活性化と雇用の場の創出を目指し、専門家派遣支援事業や企業立地促進事業、企業誘致活動にも継続して取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、新規学卒者やU・Iターン希望者への就職支援を行う人材確保対策事業を継続し、雇用枠の確保・拡大促進に向けた取り組みを行ってまいります。

商業につきましては、コミュニティの維持や高齢者福祉の視点も踏まえ新たに買い物困難者への対応の調査・検討を行うとともに、町内消費の拡大と商業の活性化を促進するため、商工会が実施する商業活性化促進事業や小規模工事の受注を促進する建築需要促進事業に引き続き取り組んでまいります。

観光交流につきましては、引き続き「白鷹町観光交流推進計画」に基づき、国の平成27年度の補正予算と連動しながら施策を展開してまいります。

「日本の紅（あか）をつくる町の推進」を重点施策と位置づけ、「紅花まつり」、「紅花color's」の開催、首都圏や仙台圏エージェントへのプロモーションの実施、紅花摘み体験や見て楽しむ観光紅花畑の整備、紅花生産日本一を維持するための生産者への支援を継続し、「日本の紅（あか）をつくる町」としての町民の誇りの醸成と町外へ向けての知名度アップ、誘客促進を目指してまいります。

10年の節目を迎える「やまがた花回廊キャンペーン」や、最上川・幻の左荒線を核とした白鷹・朝日・大江3町による広域観光、都市部から農村体験を中心とした教育旅行受け入れにも力を入れ、交流を広げてまいります。さらに、白鷹の四季を生かした観光4シーズン化を一層進めるとともに、町内観光拠点施設の連携による町内周遊の推進を図り、着地・滞在型観光等を進めてまいります。

施設面では、ヤナ場施設の全体的な損耗度合の調査を行い、今後の検討を行ってまいります。

産業の連携につきましては、産業振興戦略会議を中心に、農産物を初めとする白鷹町の素材を活用して、町民や事業者等が実施する6次産業化への取り組みについて、段階に応じた支援を行ってまいります。また「白鷹」をアピールできる「SHIRATAKARED（白鷹レッド）」の商品づくりを支援するとともに、町内外への情報発信にも取り組んでまいります。さらに、農工商観連携を推進するため、白鷹町産業フェアを引き続き開催してまいります。

環境保全の取り組みは、第2次白鷹町環境基本計画に基づき、環境保全、環境美化、環境教育活動などに携わる団体や事業者と情報交換を行いながら、持続可能な美しいまちづくりに向け取り組んでまいります。また、ごみ処理基本計画及び地球温暖化対策実

行計画に基づき、ごみ減量化やCO<sub>2</sub>削減など町民と一体となった取り組みを進めてまいります。白鷹町エネルギー計画に基づく再生可能エネルギー活用の取り組みについては、住民生活に根差した普及推進を図るため、個人住宅の太陽光発電設備の設置に対する補助や、地域の森林資源を活用を目指しペレットストーブや薪ストーブの購入に対する補助を継続して実施してまいります。

町民が主役の地域づくりをより一層実践するため、昨年4月から地域づくりの拠点としてコミュニティセンターがスタートしております。地域の課題やその解決方法などについて議論を重ねていただき、新たな取り組みも出てきております。今後も引き続き活発な地域づくりの拠点としての活動が行われるよう、既に2名配置しました、地域おこし協力隊の増員なども含め支援してまいります。

道路交通網の整備につきましては、県事業であります主要地方道長井白鷹線新荒砥橋架替工事の下部工が平成27年度に着工されたことから、早期の完成を目指し、さらに推進してまいります。

土砂災害対策では、県事業であります大林寺、高岡地区の急傾斜地崩壊対策事業及び平成25年、平成26年7月豪雨により面崩壊が発生しました田辺、箕和田、滝野及び関寺地区の復旧を図るため、急傾斜砂防自然災害防止事業を推進してまいります。

町道の整備については、引き続き谷町八ヶ森線の歩道整備に取り組んでまいります。町道の維持関係では、除雪経費を見込むとともに、道路及び橋梁の維持補修を実施し車両並びに歩行者の安全確保を図ってまいります。

地籍調査事業は、萩野地区の区長登記の調査継続と萩野字五郎山ほかの地籍調査を実施してまいります。

住宅施策として、引き続き木造住宅の耐震化や住宅リフォームに対して支援を行うとともに町内への定住を促進、支援する「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト及びすまいる住まい！若者定住サポート事業を実施してまいります。

空き家対策については、地域の防災防犯の観点から、空き家の実態調査、対策協議会の設置、危険空き家の除去について支援してまいります。

下水道事業、農業集落排水事業では、施設の適切な維持管理及び水洗化率の向上を図るとともに、白鷹浄化管理センター長寿命化計画に基づき、終末処理場の改築更新工事を継続して実施するとともに、荒砥橋架け替えに伴う鮎貝中継ポンプ場及び周辺管渠の移設工事を進めてまいります。また、引き続き合併処理浄化槽設置事業も推進してまいります。

水道事業では、公営企業の健全運営に努めるとともに、老朽化した配水管布設工事等を実施するなど、施設の管理に万全を期してまいります。

地域公共交通につきましては、デマンド型乗り合いタクシーと住民混乗型スクールバスを継続運行してまいります。また、持続可能な財政支援計画を構築するとともに、山

形鉄道株式会社自体の経営改善を図るため、地域公共交通網形成計画に基づく鉄道事業再構築事業の導入によるフラワー長井線の経営改善に向けた支援を、県及び沿線2市2町が連携して取り組んでまいります。

地方創生の実現には、地方への新しい人の流れをつくることが求められております。本町への人の流れをつくるために積極的な情報発信やPR・宣伝活動、移住相談窓口の設置など、ふるさと移住応援プログラムを実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、単身世帯や高齢者世帯がふえる中、健康づくりや介護予防を推進するとともに、住み慣れた地域で元気で安心して暮らせるよう体制づくりに努めてまいります。第6期介護保険事業計画に基づき、新たに認知症高齢者対応の施設として医療法人社団が建設する介護老人保健施設「認知症専門棟」建設への融資支援を行ってまいります。また、高齢者の保健サービスや生活支援サービスなどを把握するため、生活全般に関するニーズ調査を実施してまいります。また、低所得者に対する支援として、昨年度に引き続き臨時福祉給付金事業を実施してまいります。

介護保険事業につきましては、介護が必要となった高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築や、認知症に対する支援、元気な高齢者の社会参加の促進、介護予防及び介護が必要な方へのサービスの提供に取り組んでまいります。また、平成29年度開始の介護予防・日常生活支援総合事業実施に向け、身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう介護予防教室モデル事業を実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、人工透析通院交通費助成費の拡充を図り、通院費用の負担軽減を行うなど、障がいのある方もその能力を十分に発揮できる環境整備を推進し、共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

健康づくり事業につきましては、第2次健康増進計画に基づき、生活習慣病予防と健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

各種検診につきましては、新たに「子どもの健康づくり健診」を実施するとともに、未受診者に対して電話や訪問による勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。また健診や健康づくりの取り組みに応じてポイントが加算され、協力店の特典が受けられる「しらたか健紅マイレージ事業」を実施し、住民の健康づくりへの意識向上を目指してまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦健診や乳幼児健診での発達相談及びマタニティクラス開催事業の拡充を図るなど、妊娠から出産、子育てまで安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めてまいります。

本町医療の拠点となる病院事業につきましては、診察、入院等の継続した業務はもとより、経年劣化した医療機器を更新するとともに医療用画像ファイリングシステムの更



新や入院環境の整備を行い、医療サービスの向上を図ってまいります。また、山形大学医学部附属病院や公立置賜総合病院等との医療連携を図りながら「地域住民から信頼される病院」を基本理念として地域医療の中核を担ってまいります。

病院経営は全国的に厳しい状況にありますが、策定される山形県地域医療構想を踏まえて地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域医療を守る砦として、今後とも医師の確保を初めとした医療スタッフの確保に努め、現在の病院の業務維持を基本とし、さらに病院運営の効率化を図り、経営の健全化に努めてまいります。

地震や豪雨、豪雪などから生命や財産を守るため、地域防災力の向上や防災基盤の整備など、災害に強いまちづくりを推進し、安全・安心なまちづくりを目指します。

地域防災力の向上においては、災害対応で重要な役割を担う消防団と自主防災組織との連携を図るとともに、自主防災組織の防災訓練等の防災活動に対する支援に努めてまいります。

防災基盤の整備においては、西置賜行政組合消防署白鷹分署の整備に対して建設費を負担するとともに、災害時の防災拠点として活用予定しております防災センター、図書館及び庁舎の整備について、まちづくり複合施設整備事業として実施設計等を行ってまいります。また、災害用機材の運搬などにも使用できる消防用緊急車両3台を追加配備し、災害に備えるとともに地域の防災基盤強化のために有蓋貯水槽や消火栓など消防施設の整備を行います。さらに、積雪の多い地区に対する除排雪資機材の整備支援を行い、地域防災力の充実を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、注意喚起の路面標示やカーブミラーなどの整備を図るとともに、各種団体と連携し交通安全教室の開催や街頭啓発活動の実施など、事故防止に向けた取り組みを行ってまいります。

防犯活動におきましては「犯罪被害のない安全で安心なまち」をめざし、白鷹町防犯協会と各地区コミュニティセンター等が連携しながら、防犯パトロール活動を展開し、関係機関合同での通学路点検や防犯灯の設置など、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

行財政改革につきましては、第5次行財政改革大綱の進捗状況を確認しながら、行動計画を着実に進めるとともに、主要施策を効率的・効果的に実現するための組織づくり、人づくりに努力してまいります。また、公共施設の計画的維持管理、跡地の有効活用など、公有施設の総合的な管理を推進するため公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいります。

公共施設の跡地利用につきましては、雇用創出や地域活動の維持・向上に視点を置き、その利活用について検討を進めてまいりました。

白鷹中学校の開校により、閉校となりました旧西中学校につきましては、社会福祉法人白鷹福祉会から要望されている社会福祉施設用地として、また旧鷹山小学校につきま

しては、特定非営利活動法人による障がい者の就労継続支援事業及び放課後等デイサービス事業を行う障害福祉サービスの提供施設として活用してまいります。両施設とも雇用創出が期待されるほか、公益的な役割を果たしていただくとともに、その施設運営におきましては、地域との共生を目指し対応してまいります。

以上、平成28年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいり所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 （午前10時53分）

---

再 開 （午前11時10分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に続き、再開をいたします。

続いて、所管ごとに予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算、十王財産区特別会計予算について、総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） [平成28年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[平成28年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、下水道特別会計予算、農業集落排水特別会計予算及び水道事業会計予算について、建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） [平成28年度白鷹町下水道特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成28年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） [平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成28年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） [平成28年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、病院事業会計予算及び訪問看護ステーション事業会計予算について、病院事務局長、中村裕之君。

○病院事務局長（中村裕之） [平成28年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

[平成28年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

平成28年度施政方針並びに各会計予算10件を一括して総括質疑を行います。なお、質疑は登壇して行ってください。11番、佐藤京一君。

[11番 佐藤京一 登壇]

○11番（佐藤京一） 総括質疑を行います。

平成28年度の施政方針及び予算について数点伺います。

平成28年度の当初予算額は76億5,700万円ですが、国の平成27年度補正予算を全額繰り越すことにより80億円を超える額となったわけでございます。国の地方創生補正予算を含め、本年度予算編成において配慮した点は何かをまず伺います。

また、予算の内示資料で推計が示されている主要な財政指数について、将来の財政運営を想定した起債残高や実質公債費率、将来負担比率の見込み、さらには財政基盤の確保としての基金造成の考え方を伺います。

次に、人口減少、少子化対策が国、地方を挙げて最重要課題となっている中、本町は赤ちゃん100人プロジェクトなど少子化対策を進めてきたと捉えていますが、国勢調査の結果から今後の動向をどうつかんでいるか、また新年度予算の中で少子化対策に特に対応している施策は何かを伺います。

次に、介護保険制度についてですが、アベノミクスが第2弾の中でも主要な課題としている中で、新年度予算では認知症対応事業所の新設、旧西中学校の跡地利用として特別養護老人施設の移設などが予定されており、将来の高齢者健康対策についてはどのように考えているか、また補正追加でこぶし作業所グループホームの整備補助金が措置されたことや、障がい児の特別支援学校への通所援助措置の継続に加え、旧鷹山小学校校舎等を障がい者の就労支援の施設として対応するとのことであるが、今後の福祉施策の方向の考え方について伺いたい。

最後に、コミュニティセンターについてですが、コミセン化の目的は住民と行政の共創による地域再生と地域コミュニティの活性化としてスタートして1年が経過しようとしている中で、目的に対する現状認識と今後の支援を含めた考え方を伺います。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 佐藤議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

平成28年度の予算編成につきましては、「共創のまちづくりの着実な推進」を柱に、総合計画後期基本計画に基づいて施策の展開を行ってまいりたいということで、編成を

させていただいたところでございます。特に、議員からもご指摘ありましたように、留意している点につきましては、やはり人口減少・少子化への対応ということでございます。この件については、お話ございましたように、就任をさせていただいて以来、子ども100人プロジェクト始め、いろいろな施策を展開してきたことではございますけれども、残念ながらそのような形には至っていないというのが実状でございます。未来を築く子どもたちへの子育て教育、さらには地域資源を生かした雇用あるいは産業ということに配慮しながら取り組んだつもりでございますけれども、平成28年度におきましてもそのような視点を持ちながら取り組んでまいりたいと思っております。

人材育成・地域づくりという視点にも配慮しながら、青年国際交流事業あるいは地域おこし協力隊の増員等についても対応してきたということでもございます。3月の補正におきましても、明許繰り越しと、このたびのご提案申し上げる3月ということになりますけれども、平成28年度実際に取り組むわけでございますけれども、3月の補正でご決定いただければ、明許繰り越しなども視野に入れながら対応してまいりたい。その中の一つとしては、荒砥小学校の大規模改修ということでもあります。この件につきましては、国の補正予算など有効に活用させていただきながら、取り組んでまいりたいと思っております。

地方創生でございますが、この国の補正予算を踏まえまして、地方創生加速化交付金というメニューがございますけれども、これらを活用させていただきながら人材育成あるいは観光産業の活性化、交流人口の拡大に向けた取り組みをしていきたいと。あくまでもこれは、交付金事業でありますので、国の決定を見なければ我々としてはなかなか前に進めないということがあるわけでございますが、私どもとしてはそれは既に予定をさせていただきながら事業を取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

そして、平成28年度予算編成時におけます主要な財政指標についてでございますが、地方債残高につきましては平成28年度末でございます。来年度の末でございますけれども、94億6,400万円という数字を見させていただいてところでございます。平成27年度末見込み対比で3億2,600万円の増と、実質公債費率は平成27年度末で9.1%と見込んでおりますので、前年度比マイナス1.2ポイントと改善をするというようなことであります。将来負担比率は、平成27年度末で66.7%と、前年度比6.7ポイント増ということで、それぞれ見込ませていただいております。

基金の造成でございますが、将来の財政需要への対応や負担の平準化、柔軟な財政運営の確保などの観点から、各種の基金への積み立てを行ってまいりたいと考えているところであります。現時点におきましては、まちづくり複合施設に対する施設や施設の老朽化に対応するために公共施設の整備基金への積み立てを行ってまいりたいということ、それから公共用地の先行取得などの役割を担ってございました土地開発公社が今回解散を

するということでありますので、その機能を確保するためにも土地開発基金への積み立てを実施してまいりたいという考えを持っているところでございます。なお、基金の積み立て等々につきましては、本議会におきまして補正予算としても上程をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議を賜りたいと思っておりますのでございます。

次に、人口減少・少子化ということの動向と新年度における少子化対策ということになりますけれども、人口減少、少子化については先ほど申し上げたとおりでございます。本町の人口につきましては、平成27年度の国勢調査人口速報によりますと、1万4,271人と、世帯数で4,433世帯と、5年前の調査から1,043人が減っていると、それから6.8%が減っている。それから32世帯、0.7%減少したということになります。1世帯当たりの人員は3.22人ということで、前回と比較しますと0.21人が減っているということで、3世帯同居も減ってきているというようなことになります。これらの人口の動態を背景として、昨年10月に作成させていただきました白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、これまでの統計データをもとに今後の人口減少対策について数値目標を設定したものであります。町の総合戦略の経過期間以降も、本町全体で一層の人口減少対策に取り組んでいかなければならないということでありまして、それらを前提として将来人口を2020年時点で1万3,500人程度、高齢化率は37%と、2040年時点で1万500人と、高齢化率39%の人口を確保すると見込ませていただいているところでございます。これらの数字につきましても、これは国全体の大きな課題でもあります。この地方創生というものは、やはり一極集中を是正をするということに、視点がありますので、国全体としてどのような取り組みがなされるのか、この辺は十分に我々も注視をしながら、取り組んでいくということが必要になってくるのではないかと思います。

これらを踏まえながら、少子化対策として先ほども施政方針でも述べさせていただきましたけれども、医療費の自己負担額を助成する「しらたか元気っ子事業」につきましては、年齢制限を18歳まで引き上げさせていただきたいと考えているところであります。そして改めて平成29年度でございますが、入学される小学校の子どもさんということになりますけれども、新入学児童ランドセル贈呈事業ということもやらせていただきたい。これはランドセルを子どもさんに贈るということだけではなく、町内の企業としての支援なども頭の中に入れながら取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

また、婚活サポート事業あるいは「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト、そういうことなどもいろいろ組み合わせをしながら子どもたちを産み育てやすい環境づくりをしてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に介護老人福祉施設ということになりますけれども、国の社会保障審議会では、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者が、要介護認定者数の6割を占めているという数値

が示されております。国の重要課題にも位置づけられております。町でも認知症高齢者の数が500人を超えていると数えさせていただいております。今後も予想されますので、改めて平成25年度から取り組みをさせていただいております「認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業」に取り組んでおりますので、今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

施設入所という待機者が非常に、核家族化が進むことによって、ますます期待が大きくなるということでもありますので、先ほど申し上げましたように1世帯当たりの世帯人員が非常に少なくなっているということは、各世帯における介護力が減少していると言わざるを得ないということでもありますので、この辺を念頭に置きながらも我々としては対応してまいりたいと思います。しかしながら、施設整備をふやす、施設をふやすということは介護保険料も上昇することにもなります。これについては、介護保険の保険料のあり方なども十分に念頭に置きながら、今我々の町でどこまでそういう整備をしていくべきなのかということに、取り組んでいく必要があるのではないのかなと。また、在宅で生活を続けてもらうための我々のサービス提供体制というものをどうやってうまくまわしていくかということなども考えていく必要があるのだろうと。その中で、特にコミュニティという部分がこれからますます重要視されてくると思いますし、今後とも我々としても、このコミュニティの力というもの、住民の皆さんのお力ということを念頭に置きながら対応する必要があるのではないのかなと思っておりますのでございます。そのようなことでは、見守りボランティアとか、民生委員の方々が中心となっているいろいろなお声かけなどもやっていただいておりますので、我々としてはこれからもさらに期待をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、旧鷹山小学校の件につきましてもご質問がございまして、現在障がい者福祉といえる部分につきましては、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員として生きる社会づくりということを目指し、施設入所ということから地域で生活していくための支援へと移行しているというのが実状でございます。本町では、日中活動の場の確保ということで、「こぶしの家」がございまして、就労支援については常に定員に近い状態であるということでもあります。新規に利用希望があっても対応が困難な場合が発生しているということございまして、このような利用希望に対応するためにもより多くの日中活動の場としてのサービス事業者が必要であると考えているところでございます。サービスの選択肢がふえるということにつきましては、利用希望者にとってもいいことでもありますので、我々としてはやはり有効に町の施設を貸与しながら有効に福祉施設として活用していただくということが非常に大切なのではないかと考えているところでございます。

また、地域生活を送るという視点では、居住の場の確保も必要になってくると。これは居住の場の確保ということは、グループホームでございまして、町内には町民の方が利

用できるグループホームがないというのが実状でございます。現在、白鷹こぶし会におきましてグループホームの整備を進めているということです。これは地域の方々のご理解とご協力がなければできない事業でもありますので、今後こぶし会のほうでつくられるグループホームについては我々も注視をしながら、そして必要に応じてはさらに取り組んでいく必要があるのかなと認識をしているところでございます。第2次白鷹町障がい者プランにも掲げておりますので、この辺の視点を持って取り組んでまいりたいと思っております。

そして、最後のご質問でありましたコミュニティセンターということでございます。コミュニティセンターにつきましては、昨年の4月からスタートを切らせていただきました。ここまでくるには、本当に地域の区長を始め、公民館関係の皆様方に大変なご理解とご協力を得ながらスタートを切らせていただいたと思っております。これについては、我々といたしましては地域の方々为主役のコミュニティセンターに移行していただきたいということでございますが、まだ移行して1年でございます。このようなことで課題はたくさん私はあるだろうと思っております。その課題解決のために我々も地域の方々と一体となって、我々のご支援をさせていただけると、あるいはご相談をいただけるという環境づくりにしていく必要があるのではないのかなと思っております。コミュニティセンターをつくったから、既に目的は達したんだということでは決してないと、やはりコミュニティセンターというものにつきましては、地域の皆さんの施設であり、地域の皆さんが生かすものであると思っております。ちなみに、一つの事例を上げますと、私、十王でございますので、十王地区のことをどうこうということよりも、十王で実際やっている「十王はなまる塾」ということがあります。これは民間の発想でございます。この「はなまる塾」が今ほとんど毎日やっていると、町内から約40人位小中学生がそこで塾生として学ばれているということでもあります。私はやはり、こういうことはすばらしい、このコミュニティセンター化をしたことによって出てきたのかなと思っております。それからもう1地区でございますが、防災マップをきちんとつくっていらっしゃるということもございます。この2年連続の豪雨災害を受けまして、安心・安全の地域づくりをしていきたいということで、地域の人みずから現地に足を運びながら、いろいろな今までの情報を得ながら、この防災マップを策定していくということも、これはやはりコミュニティセンターであるということだろうと思っております。私どもとしても、コミュニティセンター化したから、その予算を減らすとか何かでは決してございません。前からお話申し上げているとおりです。さらに必要なものに応じては、私どもとしては応援をしていきたいと思っております。

さらに、昨年11月でございますけれども、蚕桑地区で地域おこし協力隊2名の方がこの活動を、コミュニティセンターを中心に活動をしていただいているということでもあります。今後においても募集もやっておりますし、この4月1日には改めて3名の方に辞

令を交付するという形になっております。私はやはり、この新しいこの方が、それぞれの地域に入られて、全く新しい風を吹かせていただければありがたいなど。これは全て満足するものではないと思いますけれども、そういう環境づくりを我々自体もしていくということが大事なのではないのかなと思っていますところでございます。

やはりまだ、コミュニティセンターになってから1年ということでもございまして、それぞれの地域には特徴があります。やはりこのコミュニティセンターになったという中でいろいろな改善点ということコミュニティセンター自体で頑張っただけであればありがたいなど、これはなかなか一朝一夕にはいかないということも我々は認識をしておりますけれども、今後とも私どもといたしましては地域の皆様と一緒にあってより、この地域活動が活発化なることに期待をしながら、これからも一緒にあって取り組んでまいりたいと思っておりますので、そのようなことで今回の総括質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 佐藤京一君。

○11番（佐藤京一） お昼時間を過ぎているので、簡単に聞きたいと思いますが、まず起債残高が増加しているわけですが、交付税等の措置があとでというような臨財債等があって、実質的に負担額という部分をどういうふうに捉えているかという部分についてお聞きするとともに、その補正対応の財源措置についても伺っておきたいと思っております。

あと人口対策ですが、全国的に移住という観点で人に住んでいただくという施策が行われているわけですが、雪が降る北国という不利なところもあるでしょうが、移住に関して、定住という形では施政方針にもいろいろありますけれども、移住という面については何か考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思っております。

あと特老の施設ですけれども、どのような構想で、またどのような工程で移設になるのかわかっている範囲内でお聞きしたいと思っております。

あと長井市に開所されます特別支援学級等がございまして、それとかこぶし作業所とか今度施設間での関係で、鷹山小学校跡地のところは、ほかの施設に支障がでることではないのか、その辺も合わせてお聞きしたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 起債の関係でお答えをさせていただきたいと。なお特別養護老人ホームといいますか、特養施設については副町長に、そして長井の施設につきましては健康福祉課長に答弁をさせますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

まず、先ほどお話、議員からお話ございました、今回起債額がふえております。これは確実にふえていると。その内容のことを申し上げますと、臨時財政対策債、あるいは過疎対策事業債、災害復旧債というものでございまして、元利償還に対して交付税により財政措置が行われるものということでございます。今回のものを分析いたしました



結果ですが、臨時財政対策債は30億5,115万円と見させていただいております。過疎対策事業債は47億6,645万円でございます。災害復旧債は5億550万円と見込ませていただいております。臨財債につきましては国が100%補償すると、過疎対策事業債についてはご案内のとおり7割が地方交付税に入ってくると、災害対策債は大体90%が交付税に入ってくるといようなこととございます。それだけじゃない部分も、一般公共債もありますので、平均いたしますと、交付税算入率80%と見込ませていただきますと、実質的な負担割合が約2割ということで見させていただいております。そのようなことで、計算をさせていただきますと、今の我々の負担は18億9,200万円というふうに捉えさせていただいているということとございます。それから、このたび補正予算に取り組ませていただいております国庫補助を活用した事業等につきましては、その財源につきましては国からの補助金をベースに、補助率につきましては10分の10から10分の5までございますけれども、それぞれの事業種目によっても違ってまいります。有利な補助をいただきながら、さらにはこの補助残の財源につきましては過疎対策事業債、あるいは補正予算債とか、いろいろ交付税措置のあるものを目いっぱい活用しながら取り組ませていただいているということとございまして、できるだけ将来にわたって負担の少ないものを私どもとしては起債としてやっているというところであります。

私のほうからは、事業と起債についての考え方を述べさせていただいたということとあります。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 白光園の旧西中学校跡地に対応する今の現在の考え方、あるいは工程についてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、現在これらについては、昨年度に理事会等でそれらについての方針が決定をされたということで、今後、新年度に向けてその構想に向けて理事会で動くという形で今、動いているということの中で、お話をさせていただきたいと思っております。現在、白光園といたしましては、長期110床、短期30床という形で進んでおりますけれども、これらについては長期については120床、短期は30床というフレームで整備を考えていきたいということと伺いしているところとございます。今回その整備に当たっては、社会福祉法人の法の改正等に伴いまして、公益事業等の観点重視されている視点から、今回についてはその施設の中に地域の避難所としての機能等、あるいは地域との交流ができる施設の考え方、そしてその平地についてもグラウンド等の利活用なども含めた総合的な地域とともに共生する施設という観点から考え方をまとめていきたいというふうにお考えをしているところとございます。

また、その施設の材質等につきましても、地域資源を活用した木造平屋をベースにした基本的な考え方で進めていきたいとお伺いしているところとございます。なお、今回これらの構想等につきましては白光園の内部、いわゆる福祉法人の内部でプロジェクトチームを立ち上げまして私ども行政もその中にかかわり合いをさせていただきながら、

それらの方向に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。なお、現行の白光園の跡地につきましても、高齢者福祉対策として利活用を想定していきたいということの中で、今進めているとお伺いをしているところでございます。なお理事会等の動き等につきましても、本町行政にもかかわる点でございますので、これらについては丁寧な情報のご提示をさせていただきながらこれらの事業の遂行に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） それでは私からさらに移住者についての考え方を申し上げさせていただきます。

今回の地方創生の大きな中には、地方への新しい人の流れをつくっていききたいということが大きな主眼ともなっていると我々は捉えさせていただいております。我々地方自治体は今までも過疎地域に指定をされてから、昭和45年の指定でございますけれども、もがき苦しみながらも元気な町をつくと、そしてお一人でも多く住んでいただきたいということで、ずっと先輩の皆様方から取り組んできたわけですが、現実的には残念ながら人口減少という、減少を止めることができなかったというのが実状でございます。ようやく気がついたときには、もう東京一極集中というものが止められない状況までなっているという中で、地方創生というものが打ち出されてきたと。私としては、大変国として気がつくのが遅かったかなと思いますけれども、そのような視点からの地域づくりを進めるということについては、私はようやく気づいていただいて、これから我々も地方が主役のまちづくりができるのかなと思ってきたところでございます。

しかしながら、ようやく昨年地方創生の先行型交付金というものを活用させていただき、昨年の5月に町のふるさと移住推進協議会を設立し、このメンバーの方たちが機会あるごとに東京にお邪魔しながら説明会、これは総務省の外郭団体などもやっておりますし、いろいろな形で今やっておりますけれども、ほとんど場所代はいらないという中でやっているわけですが、いろいろやっております。しかしながら、いろんな興味のある方がおいでになりますけれども、白鷹町に住みましょうということまでには、まだまだ至っていないというのが実状でございます。

我々としては、以前はUターンという方が相当いらっしゃいました。新しい企業が出ますと、そこにUターン者が相当就職をなされるというケースもあったんですが、今は全くそのUターンというのは、全くではこれは失礼かもしれませんが、少ないと言わざるを得ないと。以前のような数字では全くないと思っております。

そのようなことの中で、これからこの白鷹に生まれ育った方が、改めてこのふるさとのよさを我々として認識してもらうためにも、例えば成人式のときに今アンケートなどもさせていただいておりますし、そういう機会をさらに我々としては支援をしていきたいと。白鷹のよさを知っていただくようなものをしていきたいと。

それからもう一つは、同窓会的なものに対しての支援なども考えていきたいと。よく30歳の成人式ということが言われておりますけれども、そういうことがただしできるかどうかなんです、そういうことなども我々としては機会として捉えながら支援をしながら町のよさをもう一度思い返していただくようなチャンスづくりをしていきたいと思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） 私のほうから特別支援学級や、こぶし作業所と今後の施設との関係についてお答え申し上げます。

養護学校につきましては、西置賜地区内に平成26年度に米沢養護学校の長井校の小学部が開校しましたが、中学部、高等学部はない状況であり、来年度は山形市内の養護学校や米沢養護学校に在籍する予定となっております。中学部、高等学部はようやく長井校が平成29年4月開校予定であり、通学距離も短くなりますし、学区の関係もございしますが、今後長井校に在籍される方がふえてくるものと想定されております。現在、障がいがある児童・生徒は約30名ほどおられ、その方々が今後大人になっても地域の中でどのように生活していくか町としても考えていかなければならない重要な課題と捉えております。この30名の中には当然一般就労をされる方もいらっしゃいますが、しかし現実的には一般就労が困難であると思われる方が多くおられます。そのような現状の中で、そういった方々の卒業後の日中活動の場となるのが、就労継続支援や生活介護などのサービスを提供する通所型の障がい福祉サービス事業所でございます。

通所型の事業所は、現在町にはこぶしの家があるのみとなっております。こぶしの家につきましては利用希望者が多く、昨年5月に定員をふやし対応をしているところでございますが、既に定員を満たしている状況でございます。また利用者は若い方も多く、今後も継続して利用していく方々が多いものと思われまます。このような状況の中でありまますので、現在の児童・生徒の人数を考えれば町内により多くの日中活動の場となる事業所が必要であると考えております。

このたび、旧鷹山小学校跡地を利用し新たな事業所が開設される予定であります、先ほど申し上げましたとおり、今後とも新たな利用者が見込まれますし、また利用者にとって選択肢がふえることはよいこととありますので、地域の皆様のご理解を大切にしながらより支援の充実が図られるものと考えております。なお、こぶしの家とサービスの職種としては重複するものであります、それぞれ特色を持った異なる活動内容となっております。民間の事業所となりますので、お互い努力しながらそれぞれの特色を生かしながら経営されていかれるものと思われまます。町といたしましては、今後とも各事業所、各関係機関が連携し、障がい者の方々そしてご家族の方々が安心して生活していけるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐藤京一君。

○11番（佐藤京一） 3回目で。1点だけお聞きします。

まちづくりの複合施設等の件についてであります。あした特別委員会も予定されていることもありますし、聞いていいものか悪いものかわかりませんが、複合施設の実施計画費というのは予算にあるわけです。基本計画が3月いっぱいできるわけで、その改めて複合施設等の事業費、財源措置の考え方として、将来に及ぼす財政負担というのが基本計画の中で変わってきているのか。当初の説明から変わってきているのか、まだ基本計画ができていない段階とは承知しておりますが、今の段階でわかる範囲でお聞きしたいと思います。

あと1点、そのどうもまちづくり複合施設については説明が、いろんな場所で説明はしてきているわけでございますけれども、私としては足りないのではないかな。足りないというのは、内容的にです。例えば防災センターという言葉で一括りしているわけですが、防災センターを避難所という捉え方をしている方がまだまだいらっしゃいます。もちろん避難所としての機能も持つわけでございますけれども、防災センターの本質は災害のときの指示するものといいますが、行政機能といいますが、そういうものを確保するために、想定できる災害に備えて機能がなくなるということ为了避免するために行うのですよということ、そういった、どうも複合施設をつくるということをや場をつくるということに置きかえられたり、その辺でどうしても説明に、言葉が適切かどうかわかりませんが、遠慮があるのかなと。こういうことのためにこれは必要なんだという説明の仕方がある程度必要なのではないかなと私は思っておりますので、その辺は要望として申し上げますが、財政面のところでの答えをいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） それでは私のほうから、金額についてはあす、多分明示させていただくと思いますから、詳細のといいますが、今現在わかっている内容でございます。

複合施設の整備につきましては、私の施政方針でも冒頭に申し上げましたように、5年前の3月11日、予算特別委員会をやっているときでございました。この場でおられる方もまだいらっしゃいますので、ご記憶にあったかと思っておりますけれども、あの揺れはただの揺れではないと言わざるを得ないくらい大きく揺れました。特にその後の耐震の調査によりますと、この議会棟が一番弱いということが明示になったわけでございます。そのようなことも踏まえてだったんですが、もちろん3階でありますから、全体的に揺れたと言わざるを得ないわけですが、それらを踏まえてこれからどうやっていくか。特にあのときの反省点といたしましては、電話が1回線しか確保できないと、電気がないと、電気の電源の確保については民間の事業者からお借りをしたものと分署からお借りをしたものの発電機で対応をせざるを得なかったと。その際に、かなりいろいろな問い合わせというより直接おいでになられた方もいらっしゃいました。ということは、自分の子どもが宮城県に嫁いでいると、そういう方々の安否を確認したいと、しかし通じな

いということで、わらをもすがる思いでここに、我々に相談に来られた方もおられました。私ども、線1本の電話を使いながら、相手の役所に電話をし、わかる範囲内で教えていただきたいということでありましたけれども、その安否の確認などもさせていただいたということもございましたし、また支援物資についてなどもあったわけでありまして。そういう反省を踏まえて、我々はどうしていくかということで考えてきたと。特にその後、平成25年、平成26年の豪雨災害ということも経験をさせていただきました。その際には避難所として中央公民館も開放させていただきましたけれども、残念ながらその中でも我々が予測を超えるような、いろいろな課題もあったということは事実でございます。それらを踏まえて、私としてはこのまちづくり複合施設ということ、これは財源も頭の中に入れながらということでございます。庁舎については、支援する我々が支援いただけるようなものは財政的な措置はないと。できるだけ町民の皆さんが将来負担の少ないような形をしていくべきであるという考え方の中で、複合施設という捉え方の中で、準備をさせていただいてきたということでございます。

もちろん、その中には庁舎部分もあるわけでございます。その中でも多機能のものをしていきたいというような考え方でございます。今までも特別委員会で説明をさせていただいてきましたけれども、議場のあり方などにつきましても議会の皆様方のいろいろなご議論をいただきながらも方向性はほぼつけさせていただいたのかなと思っております。

そのようなことを踏まえて取り組ませていただいていたわけですが、構想時の建築費約20億円という数字を出していただきました。そのような数字はあまり大きく変更はないだろうと思っておりますが、実際には庁舎は以前より狭く取っておりますけれども、町民の皆さんにご利用いただく部分については、当初の計画よりも若干広く取らせていただいております。この辺が果たしてこれからの議論になってくるわけですが、我々が使いたいと思っております起債の対象になるのかどうか。起債の対象になれば、先ほど申しあげましたような交付税措置7割の有利なようなものが使えるのか、あるいは防災減災債が平成28年度で終わりということもございますけれども、この状況によっては防災減災債も延長なる可能性もあるとお聞きしています。そういう有利なものを使わせていただければ、私は負担的なものはほとんどふえていかないだろうと思っております。

しかしながら、これについてはあくまでも今の予測でございまして、確実にこうなりますよということは申し上げることはまだできないと。それから林野庁の木造公共建築物の助成が、恐らくあります。ことしは全然つきませんでした。ことしはゼロでした。ことしはT P Pに一点集中の中で、林野庁そのものもT P Pに集中をし、補正予算を確保したということもございました。しかしながら、我々いろんな情報を取りながら、連携を取らせていただいております。その中では何とか白鷹の期待に応えるように頑張っ

ていきたいということは、お話しはいただいておりますけれども、これも確実なものではないということもございますけれども、それらを我々としては念頭に置きながら財源として捉えていきたいと思っておりますし、さらにこれから詰めていく必要があるだろうと思っておりますのでございます。

そして先ほどありました、大規模災害のときの機能でございます。これはもちろん避難場所としても使っていただけるようなものはしていきたい。さらに実際にこの担当する職員も含めて指令塔としてその場で指令を統一した認識の中で出せるような機能もそこに備えていきたいということを考えているところでございます。

決して我々としては環境としては町民の皆さま、先ほど申しました安心・安全。この安心・安全というものをどのような形で担保をしていくかと。この施設も50年たっているという状況下の中で、果たして今後ともこのような状況、ご案内でありますとおり、地震は今日本のみならず世界中で起きております。震度5以上の地震はまだ少ないですけれども、震度3というのは本当にしょっちゅう起きているという言わざるを得ない状況であります。そういうことも踏まえたときに我々としては町民の皆様方の安心・安全を担保しながらも、さらには我々が町民の皆さんの安心・安全を確保できるような体制づくりもしていく必要だろうと思っておりますし、このまちづくり複合施設については絶対必要であると私自身は思っておりますし、認識し、これからも取り組んでまいりたいと思っておりますので、改めて議員の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、答弁にさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 総括質疑を終結といたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた平成28年度各会計予算10件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成28年度各会計予算10件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月14日及び15日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は1時25分といたします。

休 憩 （午後0時33分）

---

再 開 （午後1時25分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

---

○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第15、議第14号 白鷹町行政不服審査法施行条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、本町における行政不服審査体制等を整備するため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第14号 白鷹町行政不服審査法施行条例の設定について。

白鷹町行政不服審査法施行条例を次のように制定する。

白鷹町行政不服審査法施行条例。

制定要旨よりご説明を申し上げます。制定要旨をお開きをいただきたいと思っております。

公正性・利便性の向上等の観点から、抜本的に見直しが行われました行政不服審査法の施行等に伴い、審査請求の採決の客観性・公正性を確保するための付属機関の設置など、本町における行政不服審査体制について整備を図るものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 趣旨、この条例の制定趣旨を定めるもの。

第2条 定義、この条例で用いる用語は、法において使用する用語例によることと定めるもの。

第3条 審査会、審査請求人に対する行政機関の判断について審理員による審理の結果の妥当性等をチェックするための第三者機関として、法第81条第2項に基づく白鷹町行政不服審査会の設置を定めるもの。

第4条第1項から第3項 組織、審査会は3人の委員による組織とするもの。委員は審査事件が発生したときに、随時町長が委嘱するもの。

第5条第1項から第3項 会長、審査会に会長を置き、会長は委員の互選により決定するもの。会長の職務代理は会長の指名により決定するもの。

第6条第1項から第5項 会議、会議は会長が招集することを定めるもの。会議の定足数、決議方法等を定めるもの。

第7条第1項から第3項 専門員、専門的分野の事件について専門委員を置くことができるよう定めるもの。専門員は調査が必要な事件が発生したときに随時町長が委嘱す

るもの。

第8条 守秘義務、委員及び専門員に守秘義務を課すもの。

第9条 庶務、審査会の庶務は総務課が処理することを定めるもの。

第10条 会長への委任、審査会の運営に関する事項は、会長が審査会に諮って定めることとするもの。

第11条第1項及び第2項 提出書類等の写し等の交付に係る手数料、提出書類等の写し等の交付に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に関する実費は、交付を受ける者の負担とするもの。

第12条 第1項及び第2項。提出資料の写し等の交付に係る手数料。提出資料の写し等の交付に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に係る実費は、交付を受ける者の負担とするもの。

第13条 委任、条例の施行に関し、必要な事項は附則で定めるもの。

附則 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第16、議第15号 行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の改正等に伴い、関係条例を整備するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。



○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第15号 行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例。

制定要旨によりご説明いたします。制定要旨をお開きいただきたいと思います。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、不服申し立ての手續の審査請求への一元化など、関係条例の所要の整備を図るものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明をいたします。

第1条 白鷹町行政手續条例第3条、適応除外、改、旧行政不服審査制度の不服申し立てが審査請求に一本化されることに伴い用語の整理を行うもの。

第19条第2項 聴聞の主宰、改、文言の整理を行うもの。

第2条 白鷹町情報公開条例、目次、改、文言の整理を行うもの。

第10条第1項 公開請求に対する決定等、改、引用条項の改正に伴う整理を行うもの。

第3章 審査請求、改、行政不服審査制度の改正に伴い用語の整理を行うもの。

第14条の2 審理委員による審理手續に関する規定の適応除外、新、情報公開条例に基づいてなされる審査請求については審理手續の対象から除くもの。

第15条第1項から第3項 審査請求があった場合の手續、改、審査請求の対象に公開請求に係る不作為を含むことを明示し審査請求があった場合の手續に添付する処理等を定めるもの。

第3条 白鷹町個人情報保護条例、目次、改、文言の整理を行うもの。

第4章 審査請求等、改、行政不服審査制度の改正に伴い用語の整理を行うもの。

第25条の2 審理委員による審理手續に関する規定の適応除外、新、個人情報保護条例に基づいて出される審査請求については審理手續の対象から除くもの。

第26条第1項から第3項 審査請求があった場合の手續、改、審査請求の対象に開示請求もしくは訂正請求等に係る不作為を含むことを明示し審査請求があった場合の手續に添付する書類等を定めるもの。

第4条 白鷹町情報公開・個人情報保護審査会条例、第8条 第1項及び第2項 審査会の調査権限、改、第9条 意見の陳述等、改、行政不服審査制度の改正に伴い用語の整理を行うもの。

第5条 白鷹町固定資産評価審査委員会条例、第4条第2項及び第3項 審査の申し出、改、審査申出人が提出する審査申出書の記載事項及び添付書類等を整備するもの。

第4条第6項、新、審査申出人の代表者等がその資格を失ったときは書面でその旨を委員会に届け出るよう定めるもの。

第6条第1項及び第3項 書面審理、改、書面審理における手続を整理するもの。

第6条第5項、新、反論書の提出があった場合委員会はこれを町長に送付するよう定めるもの。

第11条第1項 決定書の作成、改、委員会が作成する決定書の記載事項を整備するもの。

第6条 白鷹町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、第4条 賦課に対する審査請求、改、行政不服審査制度の改正に伴う用語の整理を行うとともに請求期間を3月以内とするもの。審査請求に対する採決の期間は行政不服審査法の定めによることとするため第2項を削るもの。

附則第1項 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。

附則第2項 適用区分、改正後の白鷹町固定資産評価審査委員会条例の規定は平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適応し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については従前の例によることを規定するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第17、議第16号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料月額の設定等を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴う所要の整備等を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第16号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨によりご説明を申し上げます。改正要旨をお開きをいただきたいと思います。  
一部改正要旨でございますが、人事院勧告に準拠し一般職の職員の給料月額の設定等を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表の規定等、所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明をいたします。

第1条 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第26条第2項第1号 勤勉手当、改、一般職の職員の平成27年度における勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございまして、12月期の支給割合を100分の10引き上げ、100分の85とするものでございます。

第26条第2項第2号 改、再任用職員の平成27年度における勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございまして、12月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の40とするものでございます。

附則第18項 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について、改、勤勉手当の支給割合の引き上げに対応し職務の級は6級で、55歳を超える職員の勤勉手当の総額から1.5%減額するための乗数を整理するもの。

別表第1、改、給料表を改定するもの。

第2条 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第6条 見出し、給料表及び級別基準職務表、改、第6条の見出しを改めるもの。

第6条第3項 改、地方公務員法の改正に伴い給料表の職務の級への分類の基準について従来規則に委任していたものを条例で定めるもの。

第25条の3第2項 期末手当、改、行政不服審査法の改正に伴い引用条項等を整理するもの。

第26条第2項第1号 勤勉手当、改、一般職の職員の平成28年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるもの。6月期、12月期ともに100分の80とするもの。

第26条第2項第2号、改、再任用職員の平成28年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでございまして、6月期、12月期ともに100分の37.5とするもの。

附則第18項 55歳を超える職員の給料月額の特減支給等について、改、勤勉手当の支給割合の改正に対応し職務の級は6級で55歳を超える職員の勤勉手当の総額から1.5%減額するための乗数を整理するもの。

別表第2、新、第6条第3項の改正に伴い、級別基準職務表を定めるもの。

附則第1項 施行期日等、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するもの。

第2項第1条による改正後の給与条例の規定は平成27年4月1日から適用するもの。

第3項 適用日前の異動者の号給の調整、適用日前に職務の級を異にして異動した職員等について権衡上必要な調整を行うことができる旨を規定するもの。

第4項 給与の内払、改正前の給与条例による、既に支給された給与は改正後の給与条例により給与の内払とみなすもの。

第5項 規則への委任、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第18、議第17号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

人事院勧告に準拠した、一般職の職員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与を改定するとともに、行政不服審査会委員の報酬を定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第17号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨によりご説明をいたします。改正要旨をお開きをいただきたいと思えます。

人事院勧告に準拠して行う一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員の給与改定を行うとともに、行政不服審査法の改正に伴い設置する行政不服審査会の委員の報酬を定めるものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明をいたします。

第1条 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条 期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成27年度における期末手当の支給割合を引き上げるもの。12月期の割合を100分の5引き上げ、100分の170とするもの。

第7条第3項 議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成27年度における期末手当の支給割合を引き上げるもの。12月期の割合を100分の5引き上げ、100分の170とするもの。

第2条 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条 期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成28年度以降の期末手当の支給割合を改めるもの。6月期の割合を100分の5引き上げ、100分の152、12月期の割合を100分の5引き下げ、100分の165にそれぞれ改めるもの。

第7条第3項 議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成28年度以降の期末手当の支給割合を改めるもの。6月期の割合を100分の5引き上げ、100分の152、12月期の割合を100分の5引き下げ、100分の165にそれぞれ改めるもの。

別表第3、改、行政不服審査法の改正に伴い設置する行政不服審査会の委員の報酬を1万円以内で町長が定める額として追加するもの。

附則第1項 施行期日等、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するもの。

第2項 第1条による改正後の規定は平成27年4月1日から適用するもの。

第3項 給与の内払、改正前の条例により、既に支給された給与は改正後の条例による給与の内払とみなすもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第19、議第18号 白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項の整理等を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第18号 白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例。

改正要旨によりご説明をいたします。改正要旨をお開きをいただきたいと思います。

人事評価制度の導入や退職管理の適正の確保等を図るための地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況の公表事項の整理等を図るため所要の措置を講ずるものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明をいたします。

第1条 白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。

第3条 報告事項、改、任命権者が町長に報告することとされている人事行政の運営の状況の事項に、勤務評定にかえて実施することとされた人事評価の状況及び退職管理の状況について加えるもの。

第2条 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第1条 目的、改、引用条項の整理を行うもの。

附則 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの  
以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第20、議第19号 白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関連する規定の整備を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第19号 白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害が補償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨により、ご説明をいたします。改正要旨をお願い申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、本条例により支給されることとなる補償の併給調整が必要な場合の調整率を改める等、所要の処置を講ずるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

附則第5条第1項 他の法令による給付との調整、改、傷病補償年金について当該補償の受給権者に同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の傷病補償年金の調整率を改正するものでございまして、0.86から0.88に改めるものでございます。

附則第5条第2項、改、休業補償について第1項と同様の整備をするもの。

附則第1項 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、施行日前に支給すべき事由が生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償について従前の例によることを規定するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第19号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第21、議第20号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

入湯税の税率及び町民税等の減免申請に係る規定を見直すとともに、地方税法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明いたします。

議第20号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について。



白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

次ページ一部改正要旨をごらんください。全体的な改正の要旨につきましては、入湯税の税率を見直すとともに、納税者の利便性の向上を図るため町民税等の減免申請期限を見直すもの。また地方税法の一部改正に伴う不服申し立てに関する規定を整備するものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第7条第1項 災害等による期限の延長、改、不服申し立ての手續を審査請求に一元化するもの。

第43条第2項 町民税の減免から第121条の3第2項 特別土地保有税の減免まで、改、減免を申請する期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」とするもの。

第125条 入湯税の税率、改、入湯税の税率を日帰りの入湯客1人1日につき100円から50円とするもの。

附則第1条 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。ただし減免申請の期限に関する規定は公布の日から施行するもの。

附則第2条第1項 経過措置、別段の定めがあるものを除き、改正後の白鷹町町税条例の規定は平成28年度以後の町税について適用し、平成27年度分までの町税についてはなお従前の例による。

第2項 減免申請に関する規定は施行日以後に納期限の到来するものについて適用し、同日前に納期限の到来するものについてはなお従前の例による。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 入湯税なんですけれども、以前にアルカディア財団の経営運営計画の中で入湯税の減免についての記載があったなど記憶がございます。そのときは、減免ということには至らなかったわけなんですけれども、今回減免に至った経過と減免の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） お答えいたします。

まず入湯税につきましては、地方税法の定めるところによりまして、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることを目的として課税する目的税でございます。鉱泉浴場につきましては、本町においては町民保養センターの鷹野湯温泉と黒鴨の黒鴨温泉が平成27年度は課税対象の鉱泉浴場となっております。

今回、日帰り分の税率を下げる理由でございますけれども、まず入湯税の税率につきましては、地方税法に定められておりますとおり、入湯税の税率は入湯客1人1日につ

いて150円を標準とするされておりました、これがいわゆる標準税率となつてございます。なお国の通達では、この1日の考え方につきましては1泊2日の入湯客については1日として取り扱うとされてございまして、これが宿泊分150円と設定している根拠となつてございます。また宿泊しない入湯客につきましては、日帰り扱いということで、多くの市町村では日帰り分の税率を設定しているという状況にあります。本町の場合は宿泊分は150円、日帰り分は100円と設定してございます。なお日帰り分につきましては、各市町村の判断で税率を設定しております不均一課税となつてございます。近隣の市町を見れば、高いところで75円、それから50円、中には日帰り分課税免除というところもございまして、100円という税率は本町のみという状況でございます。

このことから本町の日帰り100円という税率は近隣市町と比較して高いということから、近隣との均衡を図りたいということで今回見直しをかけるというのが一番の理由でございます。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 税の確保という観点で言えば、減免することが税収減ということになるのかなと考えます。そういった観点で考えたときに、減免するときの考え方の基準ということが、近隣に合わせるということなのか、先ほどかなり難しく説明いただきましたけれども、国の決めの中で減免という考え方に立つのかという点に関してはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、日帰り分の税率を下げたということに伴いまして、その分については町税収入の減となると見込んでおります。平成26年度の実績で見れば、約300万円ほどの減収となると見込んでございます。

ただ、これまでの日帰り入湯客の状況を見ますと、平成24年度以降減少傾向にあるということでありまして、今回税率を改正するというのも一つの入湯客を確保していくというきっかけにつながればいいということで考えておるものです。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） そうしましたときに、入湯客の確保という観点で考えた場合、減免した分を入湯料を低く抑えるという形で考えていいのかどうかというのは、お答えをお願いします。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） お答えいたします。

利用料ということになるかと思っておりますけれども、平成27年度、先ほども申し上げまし

たとおり鷹野湯温泉のパレス松風、それから黒鴨温泉の滝の湯から入湯税を納入いただいております。あくまでも入湯税としては下がるということにはなるかと思えますけれども、各利用料、入浴料につきましては各施設の料金設定になると思えますので、安くなるかどうかというのは事業者側の判断になるかと思えます。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） そうしますと、結局その差額分が、入湯料をいただく施設に対して還元するような形になって、入湯料が変わらなければ利用する側にはメリットがないといえますか、そういうことに考えられてしまうのではと危惧を持ちます。

業績にプラスになるような考え方で減免するということであれば、別な形で助成するということが本来なのかなと私は考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） お答えいたします。

今回の税率見直し、引き下げに伴いまして浴場経営者の方には税率改正の趣旨について丁寧に説明して理解をいただいて、入湯客の増加等に向けた取り組みにつながるよう期待していきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第22、議第21号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の減免申請に係る規定の見直しを行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明いたします。

議第21号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次ページ一部改正要旨をごらんください。全体の要旨につきましては、納税者の利便性の向上を図るため国民健康保険税の減免申請期限の見直しを行うものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明いたします。

第24条第2項 減免、改、減免を申請する期限を「納期前7日まで」から「納期限まで」とするもの。

附則第1項 施行期日、公布の日から施行するもの。

附則第2項 適応区分、改正後の規定は施行日以後に納期限の到来するものについて適用し、同日前に納期限の到来するものについては、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第23、議第22号 白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本町における過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税課税免除の措置を引き続き実施するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明いたします。

議第22号 白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例。

次ページ、一部改正要旨をごらんください。全体的な要旨につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限に合わせ、本条例の失効期日を延長し固定資産税課税免除の措置を引き続き実施するため提案するものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

附則第3項 この条例の失効、改、失効の期日を平成28年3月31日から平成33年3月31日とするもの。

附則 施行期日、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第22号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第24、議第23号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

子どもたちの医療の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成の対象年齢の上限を、現行の15歳から18歳に拡大するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） ご説明を申し上げます。

議第23号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨に基づいて説明を申し上げます。子どもたちの医療の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成対象年齢の上限を現行の15歳（中学3年生相当年齢）から18歳（高校3年生相当年齢）まで拡充するもの。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明を申し上げます。

第2条 対象者、改、高等学校または高等専門学校等に就学しているものは、本人が白鷹町に住所を有しない場合でも、その保護者が白鷹町に住所を有し、現にその子を監督保護している場合は対象者とするものを定めるもの。

別表第1第2項 子育て支援医療、改、対象年齢を18歳まで拡充するための規定を加えるもの。ただし、就職等により親の扶養から外れたものについては対象外とすることを定めるもの。

附則第1項 施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行し、同日以後の医療行為に係るものから適用するもの。

附則第2項 経過措置、この条例の施行日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。11番、佐藤京一君。

○11番（佐藤京一） 試算ではどのくらいになるか、金額だけ教えてください。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） これによりふえた金額につきましては、621万円ほどと予定してございます。これについては対象人数を414名ということで住民基本台帳等より算出して対応させていただいているものでございます。

○議長（遠藤幸一） よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決をいたします。

議第23号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第25、議第24号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

介護保険料の減免申請に係る規定の見直しを行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第24号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。町税の取り扱いに合わせて納税者の利便性の向上を図るため介護保険料の減免申請期限の見直しを行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順でご説明申し上げます。

第9条第2項 保険料の減免、改、減免を申請する期限を、普通徴収の場合は「納期限まで」、特別徴収の場合は「支払いに係る月の支給日まで」とするもの。

附則第1項 施行期日、公布の日から施行するもの。

附則第2項 適用区分、改正後の規定は、施行日以後に納期限の到来するものについて適用し、同日前に納期限の到来するものについては、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第24号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第26、議第25号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

町が介護サービス等の基準を定めるに当たって、国が示す基準に地域密着型通所介護の事業が追加されたこと等に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第25号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。国が示す地域密着型サービスの基準を参照しながら町が条例で定めるべき当該基準について、新たに「指定地域密着型通所介護」が追加され、また指定認知症対応型通所介護に係る国の基準が改正されること等に対応するため、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の順で説明申し上げます。

目次 改、第3章の2 地域密着型通所介護を加えるもの。

第14条第2項 要介護認定の申請に係る援助から第55条第2項 管理者等の責務まで、改、引用条項等を整備するもの。

第60条の2 基本方針、新、地域密着型通所介護の基本方針として要介護状態となった利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう日常生活上の世話等を行うことを定めるもの。

第60条の3第1項から第8項 従業員の員数、新、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の員数を定めるもの。

第60条の4 管理者、新、事業所に常勤の管理者を置くことを定めるもの。

第60条の5第1項から第5項 設備及び備品等、新、事業所に必要な設備等、その基準を定めるもの。

第60条の6 心身の状況等の把握、新、事業者はサービス担当者会議等を通じて利用



者の心身の状況等の把握に努めなければならないことを定めるもの。

第60条の7第1項から第5項 利用料等の受領、新、事業者が受け取る利用料等を定めるもの。

第60条の8第1項及び第2項 指定市域密着型通所介護の基本取扱方針、新、指定地域密着型通所介護の基本取扱方針として、利用者の要介護状態の軽減等に資するよう目標を設定し、サービスの改善を図らなければならないことを定めるもの。

第60条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針、新、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針として地域住民との交流や地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練等を行うことを定めるもの。

第60条の10第1項から第5項 地域密着型通所介護計画の作成、新、指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況等を踏まえて機能訓練等の目標等を記載した地域密着型通所介護計画を作成することなどを定めるもの。

第60条の11第1項及び第2項 管理者の責務、新、事業所の従業員の管理、適切なサービス提供のための環境整備等を当該事業所の管理者の責務とすることを定めるもの。

第60条の12 運営規程、新、事業者は事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定を定めなければならないこととするもの。

第60条の13第1項から第3項 勤務体制の確保等、新、事業者は利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに勤務体制などを確保しなければならないことを定めるもの。

第60条の14 定員の遵守、新、事業者は利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないことを定めるもの。

第60条の15 非常災害対策、新、事業者は非常災害に関する計画、非常災害時の通報等の整備を行わなければならないことを定めるもの。

第60条16第1項及び第2項 衛生管理等、新、事業者は利用者の使用する施設等について衛生的な管理に努めなければならないことを定めるもの。

第60条の17第1項から第5項 地域との連携等、新、事業者は利用者、地域住民の代表者等を構成員に含む運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上報告を行い、要望、助言等を聞く機会を設けなければならないことを定めるもの。

第60条の18第1項から第4項 事故発生時の対応、新、事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、利用者の家族等に連絡し必要な措置を取り、記録することを定めるもの。

第60条の19第1項及び第2項 記録の整備、新、事業者は従業者、会計に関する諸記録等を整備し5年間保存することを定めるもの。なお国の基準は2年間ではありますが、町独自基準として5年間にするものとさせていただきます。

第60条の20 準用、新、指定地域密着型通所介護の事業について準用する条項を定め

るもの。

第60条の21 この節の趣旨、新、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準をこの節で定めることを示すもの。

第60条の22第1項及び第2項 基本方針、新、指定療養通所介護の事業は利用者が可能な限り自立した日常生活を営めるよう、生活機能の維持等を図ることを定めるもの。

第60条の23第1項及び第2項 従業員の員数、新、指定療養通所介護事業所の看護職員等の員数を定めるもの。

第60条の24第1項から第3項 管理者、新、事業所に常勤の管理者を置くことを定めるもの。

第60条の25 利用定員、新、事業所はその利用定員を9人以下とすることを定めるもの。

第60条の26第1項から第4項 設備及び備品等、新、事業所に必要な設備等、その基準を定めるもの。

第60条の27第1項及び第2項 内容及び手続の説明及び同意、新、事業者はサービスの提供に際し、利用申込者またはその家族に対し運営規定の概要、従業員勤務の体制、緊急時の対応策等の説明を行い、同意を得ることを定めるもの。

第60条の28第1項及び第2項 心身の状況等の把握、新、事業者はサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めなければならないことを定めるもの。

第60条の29第1項から第4項 指定居宅介護支援事業者等との連携、新、事業者はサービスの提供に当たり指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携に努めることを定めるもの。

第60条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針、新、指定療養通所介護の方針は利用者の機能訓練及び日常生活を営めるよう必要な援助を行うものとし、利用者の心身の状況を的確に把握し、主治の医師等と連携をとりながらサービス提供することを定めるもの。

第60条の31第1項から第6項 療養通所介護計画の作成、新、指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、機能訓練等の目標を記載した地域密着型通所介護計画を作成し説明を行い、同意を得ることを定めるもの。

第60条の32第1項から第5項 緊急時等の対応、新、事業者はサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合に備え、主治の医師とともに緊急時等の対応策を定め、必要時には対応策に基づき措置しなければならないこととするもの。

第60条の33第1項から第5項 管理者の責務、新、事業所の管理者はサービスを行う従業員の管理、利用者の主治の医師等と密接な連携を図り適切なサービスを提供できるよう整備することを定めるもの。

第60条の34 運営規程、新、事業者は事業所ごとに事業の運営についての重要事項に

関する規定を定めなければならないこととするもの。

第60条の35第1項から第3項 緊急時対応医療機関、新、事業者は利用者の病状の急変等に備えるため、緊急時対応医療機関を定めなければならないこととするもの。

第60条の36第1項から第3項 安全・サービス提供管理委員会の設置、新、事業者は指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスを確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置し、おおむね6月に1回以上委員会を開催、適切なサービス提供の検討、その結果の記録を行わなければならないことを定めるもの。

第60条の37第1項及び第2項 記録の整備、新、事業者は従業者、会計に関する諸記録等を整備し、5年間保存することを定めるもの。先ほどと同様、町独自基準でござい  
ます。

第60条の38 準用、新、指定療養通所介護の事業について準用する条項を定めるもの。

第61条 基本方針から第66条第1項及び第2項 利用定員等まで、改、文言を整理するもの。

第68条 心身の状況等の把握及び第69条 利用料等の受領、改、第81条が定める指定認知症対応型通所介護で準用する条項に含まれるため削除するもの。

第70条第2項 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針及び第72条第1項 認知症対応型通所介護計画の作成、改、文言を整理するもの。

第73条 管理者の責務、改、第81条が定める指定認知症対応型通所介護で準用する条項に含まれるため削除するもの。

第74条 運営規程、改、文言を整理するもの。

第75条 勤務体制の確保等から第79条の2 事故発生時の対応まで、改、第81条が定める指定認知症対応型通所介護で準用する条項に含まれるため削除するもの。

第80条第2項 記録の整備から第88条 心身の状況等の把握まで、改、文言を整理するもの。

第106条 地域との連携等、改、第109条が定める指定小規模多機能型居宅介護で準用する条項に含まれるため削除するもの。

第108条第2項 記録の整備から第151条第1項 基本方針まで、改、文言を整理するもの。

第152条第13項 人員に関する基準、改、指定地域密着型老人福祉施設の生活相談員、機能訓練指導員等が行うサービスを利用できる当該老人福祉施設に併設される事業所に指定地域密着型通所介護事業所を加えるもの。

第177条第2項 記録の整備から第203条 準用まで、改、文言を整理するもの。

附則第1項 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、地域密着型通所介護の事業を行う者が平成28年4月1日の前

日までに厚生労働省の定める別段の申出を行い、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、宿泊施設を設けないことができるもの。なお、今回の条例改正により町で該当してまいります施設は、ケアステージとこしえ鮎貝及びリハビリデイサービスすがいの2施設でございます。

以上でございます。

- 議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。9番、奥山勝吉君。
- 9番（奥山勝吉） 60条の18の第1項から第4項と、60条36の第1項から第3項の中に、結果の記録を行わなければならないということがあるのですが、これについて記録の保存期間というのは設定がないのでしょうか。
- 議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。
- 健康福祉課長（齋藤春美） 60条の19の中で、記録の整備ということで5年間の記録の整備ということがございますので、その部分で整備を行ってまいりますけれど、
- もう一度、申し訳ございません。
- 議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。
- 9番（奥山勝吉） 下の条文を見ますと、会計に関する諸記録という文言がなっているのですけれども、これで皆対応できるのでしょうか。
- 議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。
- 健康福祉課長（齋藤春美） お答え申し上げます。

記録の整備ということで第60条の19の条文の中に、それぞれ細かく記録を整備する内容が出ております。その中には介護計画とか具体的なサービス内容の記録とか町への記録の通知とか苦情処理等ということで、具体的内容という形での明記はなっておりますけれども、要旨としての表現としてはこのような形にさせていただいたものでございます。

- 議長（遠藤幸一） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第25号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（遠藤幸一） 日程第27、議第26号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

町が介護要望サービス等の基準を定めるに当たって国が示す基準が改正されたことに伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上何とぞご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第26号 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。国が示す地域密着型介護予防サービスの基準を参照しながら町が条例で定めるべき当該基準について、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、運営推進会議を設置することなど国の基準改正に対応するため所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順で説明申し上げます。

第8条第4項 設備及び備品等、改、文言を整理するもの。

第10条第1項及び第2項 利用定員等、改、引用条項を整理するもの。

第40条第1項 地域との連携等、新、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は介護予防認知症対応型通所介護について、知見を有する者等を構成員に含む運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上報告を行い要望、助言等を聞く機会を設けることを定めるもの。

第40条第2項、新、事業者は運営推進会議からの評価、要望、助言等を公表することを定めるもの。

第40条第3項及び第4項、改、第40条第1項及び第2項を繰り下げるもの。

第40条第5項、新、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は当該事業所が所在す

る建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は居住しない利用者に対してもサービスを提供するよう努めなければならないことを定めるもの。

第41条第2項 記録の整備、改、事業者が整備する記録に運営推進会議に対する報告等を加えるもの。

第63条 地域との連携等、改、第66条が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護で準用する条項に含まれるため削除するもの。

第65条第2項 記録の整備、改、引用条項を整理するもの。

第66条 準用、改、文言を整理するもの。

第86条第2項 記録の整備、改、引用条項を整理するもの。

第87条 準用、改、文言を整理するもの。

附則第1項 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、地域密着型通所介護の事業を行う者が平成28年4月1日の前日までに厚生労働省の定める別段の申出を行い、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、宿泊室を設けないことができるもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第26号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第28、議第27号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

都市公園の有料公園施設に白鷹町武道館を追加するとともに、その使用料等について定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

議第27号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例。

改正要旨によりご説明申し上げますので、改正要旨をお開きください。本条例の改正につきましては、都市公園「石倉フレンドリーパーク」の拡張及び施設整備が完了することに伴い、有料公園施設に白鷹町武道館を追加するとともに、その使用料等について定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順でご説明申し上げます。

別表第1の2 第3条の2関係、改、石倉フレンドリーパークの白鷹町武道館について有料公園施設に追加するもの。

別表第3 第9条関係、改、白鷹町武道館各室の使用料を次のとおり定めるもの。武道場、4時間以内1面につき1,080円。談話室1、4時間以内につき270円。談話室2、4時間以内につき270円。トレーニング室、4時間以内につき540円。営利目的使用について使用料の3倍以上の額を徴収する旨を定めるもの。また、暖冷房料について利用者負担として原則徴収する旨を定めるもの。

附則 施行期日、平成28年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。11番、佐藤京一君。

○11番（佐藤京一） 1面につき1,080円とあるわけで、何面あるかというのがまず知りたいわけですが、例えばその下に営利目的使用ということで複数面あると仮定した場合に、1面だけ借りて営利目的使用ということも考えていいんですか。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） それではお答えをいたします。

本件につきましては、整備、体育施設の管理としまして教育委員会で管轄しますので私のほうから回答させていただきたいと思っております。

まず面数ですけれども、武道館につきましては4時間以内、1面につきとしてとございますが、柔道場、剣道場それぞれ1面ずつということになっております。場合によっては剣道で2面も使えますし、柔道で2面使うことも可能になってございます。ですから、その1面につき1,080円という設定をさせていただいております。

なお、営利目的使用という場合でありますけれども、どのような形になるかですが、例えば興業的なものということで1面を使って残りの1面でお客様が見るといった形にな

れば、これは2面利用ということになるのではないかと考えられます。そのようなことで運営をしてみたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐藤京一君。

○11番（佐藤京一） 1面だけ借りて営利目的で使うということも、それは認めるということですね。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） 2面あるうちの1面のみを使って見る方もそこで間に合うということであれば、それは1面利用ということでの割り切りもあろうかと思えます。

○議長（遠藤幸一） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第27号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時10分といたします。

休 憩 （午後2時52分）

---

再 開 （午後3時10分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○議第28号から議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第29、議第28号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第36、議第35号 平成27年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上、平成27年度各会計補正予算8件は、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

初めに、議第28号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国庫補助採択のあった荒砥小学校大規模改修事業について対応するとともに、地方創生加速化交付金事業や年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業等の国の補正予算事業を計上するほか、町立病院の経営基盤強化費等の追加、さらには土地開発公社からの出資金精算収入を財源として、今後見込まれる財政需要等に備え、



公共施設整備基金及び土地開発基金への積み立てについて対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国・県支出金、地方債及び地方交付税等で対処するものであります。

このほか、国の補正予算対応等に係る繰越明許費の設定並びに荒砥小学校大規模改修事業に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ5億546万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億3,170万5,000円とするものであります。

なお、概要につきまして総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思っております。

議第28号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億546万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,170万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

第1表から説明をいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、補正額及び計のみを申し上げます。

2款地方譲与税、150万円の減額、9,050万円。

9款地方交付税、5,724万5,000円、32億6,074万5,000円。

11款分担金及び負担金、708万7,000円、1億1,003万1,000円。

12款使用料及び手数料、583万円の減額、3,959万6,000円。

13款国庫支出金、2億1,684万2,000円、8億4,873万円。

14款県支出金、1,193万3,000円、7億6,684万7,000円。

15款財産収入、1億5,146万4,000円、1億6,221万8,000円。

17款繰入金、2,230万4,000円の減額、4,892万8,000円。

18款繰越金、566万円、6億1,106万円。

19款諸収入、107万1,000円、1億697万3,000円。

20款町債、8,380万円、12億9,130万円。

歳入合計、5億546万8,000円、87億3,170万5,000円。

次のページをお願い申し上げます。

続いて、歳出を申し上げます。

1 款議会費、10万2,000円、1億696万9,000円。

2 款総務費、1億9,770万6,000円、15億389万8,000円。

3 款民生費、6,033万5,000円、21億1,480万8,000円。

4 款衛生費、4,926万7,000円、6億5,738万8,000円。

5 款労働費、1万2,000円、2,707万6,000円。

6 款農林水産業費、1,878万1,000円、6億5,792万3,000円。

7 款商工費、1,731万6,000円、2億6,275万円。

8 款土木費、1,145万1,000円の減額、8億788万6,000円。

9 款消防費、575万8,000円の減額、3億4,609万円。

10款教育費、1億8,210万2,000円、12億4,321万7,000円。

11款災害復旧費、294万4,000円の減額、1億8,994万3,000円。

歳出合計、5億546万8,000円、87億3,170万5,000円。

次のページをお願い申し上げます。

第2表 繰越明許費。

款、項、事業名及び金額の順にご説明をいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、フラワー長井線沿線「稼ぐ力」創造事業、1,950万円。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、2,413万9,000円。子ども子育て支援システム改修事業、102万6,000円。地域コミュニティ共創プロジェクト事業、1,650万円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、5,686万2,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、担い手確保・経営強化支援事業、2,458万7,000円。

7 款商工費 1 項商工費、「日本の紅をつくる町」連携推進事業、3,050万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、上杉沢線道路改良事業、2,933万6,000円。橋梁安全対策事業、739万3,000円。

10款教育費 2 項小学校費、荒砥小学校大規模改修事業、1億8,000万円。

11款災害復旧費 2項公共土木施設災害復旧費、道路河川豪雨災害復旧事業、1,679万4,000円。

続きまして、第3表 債務負担行為補正。

最初に追加でございます。

事項、荒砥小学校大規模改修事業、期間、平成27年度から平成29年度まで、限度額2億2,000万円。

第4表 地方債補正。

初めに追加について説明を申し上げます。

起債の目的、一般補助施設整備等事業。限度額、620万円。起債の方法及び利率につきましては、借入先との協定によるものでございます。償還の方法、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借りかえることができる。

本件につきましては、情報セキュリティ評価対策事業について対応するものでございます。

次に変更でございます。

公共事業等について、限度額を910万円増額し、3,080万円とするもの。緊急防災・減災事業について、限度額を340万円減額し、6,040万円とするもの。過疎対策事業について、限度額を7,870万円増額し、8億7,710万円とするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

続いて廃止でございます。

起債の目的、地方道路等整備事業、限度額680万円、財源振替を行うため廃止をするものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第29号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事業の確定による国庫支出金等の変更等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3,131万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億418万7,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第29号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,131万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億418万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。

最初に歳入でございます。款、補正額、計のみご説明申し上げます。

3款国庫支出金、1万円の減額、7,699万円。

4款繰入金、1,537万3,000円の減額、2億7,133万9,000円。

5款繰越金、1,090万6,000円、1,530万6,000円。

6款諸収入、453万6,000円の減額、4,000円。

7款町債、2,230万円の減額、1億220万円。

歳入合計、3,131万3,000円の減額、6億418万7,000円。

続きまして、歳出でございます。

1款公共下水道費、3,131万3,000円の減額、3億975万4,000円。

2款公債費、ゼロ、2億9,443万3,000円。

歳出合計、3,131万3,000円の減額、6億418万7,000円。

次のページをお開きください。

第2表、地方債補正。

変更。

起債の目的、公共下水道事業一般分、限度額6,230万円を1,120万円減額し、5,110万円に、過疎対策事業、限度額6,220万円を1,110万円減額し、5,110万円に補正するもの  
でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第30号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険税の収納実績に合わせた調整、給付実績に基づく保険給付費の調整及び各種拠出金額の確定に伴う調整等に対応するため、所要の処置を講ずるものであります。合わせて、円滑な事業運営に資するため、国民健康保険給付基金の積み立てを行うものであります。

対応する財源といたしましては、国民健康保険税、前期高齢者交付金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,248万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億986万2,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願を申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） ご説明申し上げます。

予算書、1 ページ目をお開き願います。

議第30号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,248万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億986万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正をごらんいただきます。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

1 款 国民健康保険税、2,160万円の減額、3億13万7,000円。

3 款国庫支出金、1,712万6,000円の減額、3億4,822万2,000円。

4 款療養給付費交付金、305万4,000円の減額、1億3,694万8,000円。

5 款前期高齢者交付金、3,350万8,000円、4億2,331万3,000円。

6 款県支出金、167万6,000円、9,159万6,000円。

7 款共同事業交付金、1,386万3,000円、3億8,776万2,000円。

8 款財産収入、17万8,000円、27万円。

9 款繰入金、1,755万5,000円、1億3,925万円。

10 款繰越金、4,838万6,000円、8,159万3,000円。

11 款諸収入、89万7,000円の減額、76万9,000円。

歳入合計7,248万9,000円、19億986万2,000円。

次のページの歳出を説明申し上げます。

2 款保険給付費、4,498万円、11億2,566万8,000円。

3 款後期高齢者支援金等、2,305万8,000円の減額、1億8,915万3,000円。

6 款介護納付金、0円、8,354万2,000円。

7 款共同事業拠出金、1,427万8,000円、3億8,803万8,000円。

8 款保健事業費、16万8,000円、2,585万4,000円。

9 款基金積立金、3,551万円、3,551万1,000円。

11 款諸支出金、61万1,000円、1,205万1,000円。

歳出合計7,248万9,000円、19億986万2,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第31号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、特定地域生活排水処理事業費の確定による事業費の調整等に対応するため所要の処置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、繰入金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,332万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,951万3,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第31号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,332万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,951万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。

最初に、歳入を申し上げます。

款、補正額、計のみご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、40万円の減額、580万円。

2 款使用料及び手数料、5万9,000円の減額、2,509万9,000円。

4 款県支出金、56万円の減額、168万円。

5 款繰入金、242万9,000円の減額、9,382万3,000円。

6 款繰越金、242万7,000円、433万2,000円。

8 款町債、1,230万円の減額、950万円。

歳入合計1,332万1,000円の減額、1億4,951万3,000円。

次に、歳出を申し上げます。

1 款農業集落排水事業費、1,332万1,000円の減額、8,545万3,000円。

歳出合計1,332万1,000円の減額、1億4,951万3,000円。

次のページをお開きください。

第2表、地方債補正。

変更。

起債の目的、特定地域生活排水処理事業、限度額1,100万円を620万円減額し480万円に、過疎対策事業、限度額1,080万円を610万円減額し470万円に補正するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第32号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険給付事業の実績に基づく保険給付費の調整及び介護給付費準備基金への積み立て等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、介護保険料、国庫支出金及び繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ50万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億1,484万1,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第32号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,484万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

1 款保険料、345万円、2億9,158万4,000円。

3 款国庫支出金、262万2,000円、4億158万2,000円。

4 款支払基金交付金、599万1,000円の減額、4億2,137万9,000円。

5 款県支出金、267万1,000円の減額、2億2,373万6,000円。

6 款財産収入、12万2,000円、18万2,000円。

7 款繰入金、196万円、2億4,877万2,000円。

歳入合計50万8,000円の減額、16億1,484万1,000円。

続きまして、歳出。

1 款総務費、65万9,000円の減額、4,331万3,000円。

2 款保険給付費、0円、14億9,596万1,000円。

3 款地域支援事業費、2万9,000円、4,620万4,000円。

4 款基金積立金、12万2,000円、1,717万1,000円。

歳出合計50万8,000円の減額、16億1,484万1,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第33号 平成27年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、後期高齢者医療保険料の収納実績に合わせ、後期高齢者医療広域連合納付金等の調整を行うものであります。対応する財源といたしましては、後期高齢者医療保険料等で対応するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ369万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,267万1,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。



○議長（遠藤幸一） 町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第33号 平成27年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,267万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正をごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、458万1,000円の減額、7,590万6,000円。

3 款繰入金、22万円、5,551万円。

4 款繰越金、67万円、108万3,000円。

歳入合計369万1,000円の減額、1億3,267万1,000円。

次、歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、369万1,000円の減額、1億2,870万6,000円。

歳出合計369万1,000円の減額、1億3,267万1,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第34号 平成27年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における現在までの状況を踏まえ、医業収益や一般会計からの負担金及び費用の調整を行うものであります。

以上の結果、収益的収入の総額に4,500万円を追加し、総額を11億6,767万円に、収益的支出の総額に500万円を追加し、総額を11億8,767万円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、中村裕之君。

○病院事務局長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

議第34号 平成27年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成27年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量を、次のとおり補正する。

補正予定量、計のみ申し上げます。

1号年間患者数 外来、1,458人の減、4万3,740人。

2号1日当たり患者数 外来、6人の減、180人。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款及び補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、4,500万円、11億6,767万円。

支出。

第1款病院事業費用、500万円、11億8,767万円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第35号 平成27年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における現在までの状況等を踏まえ、医業収益費及び医業費用の調整を行うものであります。

以上の結果、収益的収入及び支出の総額にそれぞれ36万円を追加し、総額をそれぞれ3,809万6,000円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長に説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、中村裕之君。

○病院事務局長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

議第35号 平成27年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成27年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

款及び補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款事業収益、36万円、3,809万6,000円。

支出。

第1款事業費用、36万円、3,809万6,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第7条中の金額を次のように改める。

補正予定額、計のみ申し上げます。

1号職員給与費、53万円、3,038万2,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

お諮りいたします。平成27年度各会計補正予算8件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成27年度各会計補正予算8件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、3月9日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

---

### ○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第37、議第36号（仮称）町民武道館建築工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため提案するものがあります。

なお、詳細につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第36号（仮称）町民武道館建築工事請負契約の一部変更について。

町は、（仮称）町民武道館建築工事請負契約を一部変更したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

議決年月日及び番号 平成27年12月11日 議第104号。

内容 事項名、契約金額。変更前3億3,079万6,440円。10万3,680円を増額しまして、変更後は3億3,090万120円とするものでございます。

主な変更の内容について申し上げます。

管理室及び廊下の一部に掲示版、ホワイトボードの設置工事を追加するとともに、用具庫について備品管理のためのパーティションでありますとか、昼収納時の際の湿気対策ということで換気扇の設置工事を追加するほか、工事の実績に合わせた数量等の精算を行うものでございます。

なお、工期につきましては平成28年3月18日までということで変更はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第38、議第37号 平成27年度（仮称）町民武道館等外構整備工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため提案するものがあります。

なお、詳細につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明を申し上げます。

議第37号 平成27年度（仮称）町民武道館等外構整備工事請負契約の一部変更について。

町は、平成27年度（仮称）町民武道館等外構整備工事請負契約を一部変更したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

議決年月日及び番号 平成27年7月14日 議第70号。

内容 事項名、契約金額。変更前6,156万円。変更後536万9,760円を増額いたしまして、6,692万9,760円とするものでございます。

主な変更の内容について申し上げます。

維持管理等を考慮いたしました自由広場、テニスコートでありますけれども、のり面等への防草シートでありますとか、自由広場の排水のための水路、遊具広場から隣接道路にボールが出ていかないようにするためのメッシュフェンス等の工事を追加するとともに、スクールバスの乗り入れ等を考慮いたしまして、舗装厚を4センチメートルから5センチメートルに変更するものでございます。

また、公園名を表示いたしますモニュメントがございますが、その仕様の変更なども含めまして、現地精査の結果、現地に適合すべく追加変更等を行うといったものでございます。

なお、工期につきましては平成28年3月31日で変更はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第37号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一）　ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一）　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

大変ご苦労さまでした。

延　　会

〈午後3時54分〉